業者担当者　各位

○お申込からご契約までの流れ○

＊お客様が当社と重複した場合、お申込みをお断りする場合もあります。

らくらくパートナーをご利用いただくことになります。
掛かる費用について、お申込み時に必ずご契約者様にご説明ください。

○マストパートナーズ㈱と保証委託契約を交わします。
○マストパートナーズ㈱の提携信販会社（オリコフォレントインシェア）に委託して口座振替を行います。
○オリコカードのお申込・審査が必要となります。
○保証委託契約時事務手数料は22,000円税込（初回家賃請求時に引落し）
○毎月の引き落とし金額に賃料総額1%の保証料がかかります。
○「安心サポート24プラス」（月額800円税別）へ別途加入。
○電気の供給はパレット電気（供給元は㈱イーネットワークシステムズ）から受けるものとします。

【お申込の受信】
お申込書（保証委託申込書等）のFAXを当社で受信してお申込となります。
FAX番号：044-855-0042

【審査必要事項】
◎審査時必要書類
[個人契約]
□当社賃貸申込書（個人用）
□積和不動産入居審査申込書（個人用）
□らくらくパートナー申込書（個人）
□らくらくパートナー申込同意書（個人）
□ご契約者様の身分証明書・・・運転免許証・住民票・パスポート・保険証のいずれか
＊その他、適宜審査会社から書類提出の要請がある場合がございます。

◎審査時の必要事項
お申込より3日以内に以下の必要事項をご記入ください。
3日以内にご記入いただけない場合は、お申込をいったん解除させていただく場合があります。
□当社賃貸申込書（個人用）
・ご契約者の内容（氏名、現住所、性別、生年月日、電話番号、勤務先名、勤務先所在地、年収、勤続年数など）
派遣社員の方の場合は、勤務先名に派遣元、派遣先をご記入下さい。
現在の勤続年数が1年未満の場合、備考欄に前職の社名・所在地・勤続年数・年収をご記入下さい。
住所変更をされていない場合は、現住所と住民票記載の住所をそれぞれ住所欄にご記入下さい。
・緊急連絡先の内容
原則、親族方でお願いします。（親族の方がいらっしゃらない場合はご相談ください。）
・お2人以上のご入居の場合はご契約者様欄に代表者様の情報をご記入下さい。
その他のご入居者様情報は、入居者欄（入居者氏名・性別・契約者との続柄・生年月日・連絡先・勤務先・年収）にご記入ください。
・ご契約者様とご入居者様が異なる場合、入居者欄にご入居者様の情報をご記入下さい。
但し、入居者が学生もしくは高齢者に限ります。
・家賃発生日
原則的にお申込時より10～14日で賃料発生とさせていただきます。
・引越し理由
・付帯商品
弊社の方針として、原則付帯とさせて頂きます。
抗菌消臭：1部屋タイプ（11,000円）、2部屋タイプ（13,200円）、3部屋タイプ（16,500円）
浄水器：月額1,430円、水道蛇口に取り付けるタイプ、カートリッジが4ヶ月に1回郵送されます。
契約後12ヶ月間は解約できませんのでご注意ください。
火消ッシュ：6,600円、消火剤
鍵交換：U9タイプ（16,500円）、ディンプルキー（22,000円）

・家財保険
1Rタイプ（学生向け）：14,300円/2年間
1R～1Kタイプ：16,300円/2年間
1DK～1LDKタイプ：21,300円/2年間
2DK以上タイプ：26,300円/2年間

□積和不動産入居審査申込書（個人用）
・お申込者欄
・同居予定者欄
・緊急連絡先欄
・お申込頂いたお部屋についてお聞きします。
・署名欄
以上を空欄がないようご記入下さい。

□らくらくパートナー申込/書（個人）
・契約者欄
・お勤め先欄
以上を空欄がないようご記入下さい。

□らくらくパートナー申込同意書（個人）
・お申込者記入欄
以上を空欄がないようご記入下さい。

◎申込時連絡事項
□仲介手数料、重要事項説明および契約手続き
仲介手数料は、御社からお客様へ直接請求してください。
重要事項説明並びに契約手続きは御社でお願いいたします。
□原状回復工事に関する確認書
退去後の原状回復の費用負担を定めております。
退去時の清算トラブルを避けるため、予め退去にかかる費用を記載しております。
内容にご納得頂き、お申込・ご契約頂きますようお願いいたします。
□電気の供給に関して
電気の供給はパレット電気（供給元は株式会社イーネットワークシステムズ）から受けるものとする。

【審査終了後】
◎ご契約時にお客様にご用意いただくもの
[個人契約]
住民票（契約者、入居者分）・印鑑（認印、シャチハタ不可）・収入証明書（契約者）・顔写真(契約者・入居者分)

◎鍵渡し
原則、賃料発生日当日以降のお渡しとなります。
弊社にてお渡しさせて頂きます。
契約書類の不備や契約金未入金の場合、鍵のお渡しは出来ません。

◎広告料の設定がある場合
契約書類が揃い、契約金の入金確認が出来、鍵渡し完了後、翌月末日のお支払となります。
請求書に関して、請求先は弊社、項目は入居促進費とご記入いただきメールにてお送り下さい。
お支払は、翌月末払い・振込とさせて頂きます。なお、振込手数料は仲介業者様の負担となります。

【備考】
＊ご要望やご不明点などのお問合せは、メールでお願い致します。
メールアドレス：mori@den2h.co.jp （担当：森）

株式会社電通ハウジング　宮前平店

賃貸住居入居申込書(個人)

本申込書の個人情報は、貸主等の審査及び契約書作成・管理のために使用いたします。　　申込日　　年　　月　　日

お申込者					
ふりがな		男女	生年月日(西暦)	年齢
氏名			年　月　日	歳
住所	〒　□自己所有　□賃貸		連絡先	
			自宅	(　　)
			携帯	
			メール	
			パソコン	
勤務先 学校名	勤務先名・学校名	事業内容	住所	
			〒	
			電話	内線(　　)
	申込者の仕事内容	役職	勤続年数	年収(税込み)
			年	万円

ご入居者							
申込者は本物件に入居(□する　・□しない)				入居者総数(　　)人			
氏名	ふりがな	年齢	続柄	連絡先	勤務先・学校名	年収	
生年月日　年　月　日		歳					
生年月日　年　月　日		歳					
生年月日　年　月　日		歳					
生年月日　年　月　日		歳					

□連帯保証人 □緊急連絡人						
ふりがな		歳	住所	〒　□自己所有　□賃貸		ご関係
氏名	生年月日　年　月　日	男女		自宅	(　　)	
				携帯		
				メール		
勤務先			業種			
住所			電話			
役職・職種		勤続年数	年	年収	万円	

【注意事項】

1.本物件には原状回復に関して、契約者に費用負担がある事をご了承下さい. 詳細に関しては、特約条項をご参照下さい。
2.審査の結果、ご希望に沿えない場合がございます。なお、審査内容につきましては、いかなる場合も開示致しません。
3.インターネット回線引き込みに関して、整備状況によっては工事費用が発生したり、ご利用頂けない場合がございます。
4. 連帯保証人の貸主へ負う債務の極度額は、賃料等の(　　)ヶ月分、または(　　)円です。

物件名	号				保証会社	□エポス □エルズ □他(	
家賃発生日	年　月　日	契約期間	年間		家賃	円	
敷金	ヶ月	礼金	ヶ月	償却	ヶ月	共益費	円
保険料	地震特約□有 □無 18,000円/22,000円						
契約予定日	年　月　日(　)　時　分～				鍵交換費	シングルロック □16,500円 □22,000円 □その他	
引越し理由						ダブルロック □22,000円 □33,000円 □その他	
駐車場	□要 □不要	敷地内		駐車料金	円	抗菌消臭費	□11,000円 □13,200円 □16,500円
		敷地外				火消ッシュ	□ 1本　6,600円
車種/色		ナンバー				浄水器	□ 月額　1,430円
*駐輪場・バイク置場は、スペースがない場合もございます。必ず空き状況をご確認上、ご持参・ご購入下さ						安心サポート	□ 2年間　16,500円

上記、記載内容に相違なく、申込み致します。
また、成約の際には宅地建物取引業者に仲介手数料として賃料の1. 1ヶ月分を支払います。

申込者名　　㊞

仲介業者名)

住　所)

担当名)

TEL)　　FAX)

	貸主	保証会社	保証人	畳発注	検印	検印	AD	代行
確承認日								

株式会社電通ハウジング

〒216-0006 川崎市宮前区宮前平2-15-2
TEL　044-855-0007
FAX　044-855-0042

担当者

積和不動産株式会社　御中　　(FAX 044-811-0318)

入居審査申込書　兼　らくらくパートナー利用申込書（個人）

記入日　西暦　年　月　日

物件

物件NO	物件名		号室		フリーレント
所在地			家賃		共益費
敷金	礼金　円	更新料			

駐車場

物件NO	月額賃料　円		車	区画	車名	ナンバー	色
敷金	礼金	更新料		区画	車名	ナンバー	色

申込者（契約予定者）

申込者氏名 フリガナ	□申込者以外が入居	性別 男・女	生年月日 西暦　年　月　日（　歳）
		契約者配偶者：あり・なし	契約者世帯人数：　人
現住所 フリガナ 〒		現住居形態 1 賃貸(自己契約) 2 賃貸(家族契約) 3 社宅・寮 4 自己所有 5 家族所有 6 その他	
		居住年数　年　カ月	現賃料　円
自宅電話	携帯番号	転居理由 1 結婚 2 狭い 3 転勤 4 単身赴任 5 転職 6 通勤時間 7 家賃が高い 8 建替え 9 環境 10 独立 11 就職・入学 12 その他(　)	
賃料負担がある場合 住宅手当 ・ 仕送り等 ・ 他（　）	負担者	月額	年金・不動産収入あり 年金収入 ・ 不動産収入 / 税込年収　万円

勤務先

名称 フリガナ	所在地 フリガナ 〒		
業種 1 小売 2 ｻｰﾋﾞｽ 3 教育 4 建築工事 5 不動産 6 金融 7 陸運 8 製造 9 飲食 10 接客・娯楽 11 医療機関 12 情報通信 13 その他		従業員数　人	資本金　万円
職種 1 会社員 2 契約社員 3 公務員 4 自営業 5 ｱﾙﾊﾞｲﾄ 6 派遣 7 その他	勤続　年　カ月 / 役職	所属	勤務先電話

同居予定者

氏名	続柄	生年月日(西暦)	勤務先・学校	年収	携帯電話等連絡先
フリガナ 男・女				万円	
フリガナ 男・女				万円	
フリガナ 男・女				万円	
フリガナ 男・女				万円	

連帯保証人

氏名 フリガナ		性別 男・女	生年月日 西暦　年　月　日（　歳）
		契約者との続柄	
住所 フリガナ 〒		住居形態 1 賃貸(自己契約) 2 賃貸(家族契約) 3 社宅・寮 4 自己所有 5 家族所有 6 その他	
		居住年数　年　カ月	
自宅電話	携帯電話	意思確認時間帯 AM ・ PM　時頃　自宅・携帯・勤務先	

勤務先

名称	所在地 〒			
業種 1 小売 2 ｻｰﾋﾞｽ 3 教育 4 建築工事 5 不動産 6 金融 7 陸運 8 製造 9 飲食 10 接客・娯楽 11 医療機関 12 情報通信 13 その他	従業員数　人	資本金　万円	税込年収　万円	
職種 1 会社員 2 契約社員 3 公務員 4 自営業 5 ｱﾙﾊﾞｲﾄ 6 派遣 7 その他	勤続　年　カ月	役職	所属	勤務先電話

緊急連絡先

氏名 フリガナ	続柄	自宅電話
住所 フリガナ 〒		携帯番号

■各項目をご確認いただき、チェック欄記入のうえ、ご署名ください。

ご注意事項等についての確認	□確認しました	次の内容について了承のうえ、入居審査に申込をいたします。 ①入居申し込みにあたっての注意事項　②お客様情報取り扱いについて
らくらくパートナーお申込確認	はい・いいえ	次の内容について了承のうえ、らくらくパートナーに申込をいたします。また、本申込みをマストパートナーズ、または、貸主の指定する保証会社の審査に利用することに承諾します。 ①らくらくパートナーのお申し込みについて　②個人情報のお取扱いについて　③保証委託契約条項 ・通常契約20,000円（税抜）・特例契約10,000円（税抜）※現在らくらくパートナーご契約の方 ・保証料賃料の1%（月額）
火災（家財）保険加入のご確認	はい・いいえ	積和不動産グループが推奨する火災（家財）保険「MASTGUARD」に加入いたします。 ※本物件は火災（家財）保険の加入が契約条件となっております。MASTGUARD以外の保険に加入の場合、保険証書写しの提出をいただきます。
初期費用クレジットカード決済のご利用	はい・いいえ	申込者欄にご記入いただいた携帯電話へショートメールを送信させていただきます。 希望送信日時：　月　日
安心サポート24プラスについて	はい・いいえ	安心サポート24プラス（月額：800円税抜）の会員規約に同意のうえ利用申し込みします。詳細は安心サポート24プラスリーフレット裏面を確認ください。※サービス運営会社　株式会社アクトコール サービスのご利用開始日は賃貸借契約始期日となります。
パレット電気の利用	本貸室の電気はパレット電気（供給元は株式会社イーネットワークシステムズ）から提供されます。 ※ 新築物件、オール電化、ZEH、太陽光部屋売電の物件は、パレット電気がご利用いただけませんのでご了承ください。 ※ 賃貸借契約始期日が、パレット電気の契約開始日となります。 ※ 別紙、「パレット電気　使用申込書」、「クレジットカード支払い申込書」または「口座振替依頼書」　をご提出いただきます。	
ご入居サポートセンターご連絡確認	次の内容について、居住者の方へお電話にてご連絡をさせていただきます。 ①インターネットのお手続き（新規・移転）のご案内　②大手引越し会社一括見積もりなどのご案内	

アンケート：「ガーデンコート市ヶ尾　　」を、何でお知りになりましたか？（いくつでも）

1. マストのホームページ
2. シャーメゾンのホームページ
3. その他不動産サイト(スーモ・ホームズなど)
4. 賃貸情報誌
5. マストの店舗で紹介を受けた
6. マストの店舗以外の不動産会社で紹介を受けた
7. 建物募集看板
8. 知人からの紹介

上記について、了承の上、入居審査に申し込みをいたします。

氏名（自署）

店舗・積和不動産グループ記入欄

支払方法

□マストパートナーズ（ｵﾘｺ・ｱﾌﾞﾗｽ・ｼﾞｬｯｸｽ）　マストパートナーズ契約番号
□CASA　□その他保証会社（　）　承認NO
□振　込　□口座振替　（□保証人名義　）

マストポイント　□ポイントを利用する　□利用せずに住替え先に移管　利用ポイント　ポイント保有者：　(積和記入) マストクラブID

契約締結予定日	契約開始予定日	書類送付先	本人確認 免・社・学・保・住基・他（　）	
			保証人確認 済・未（　月　日　時）	
			在籍確認 本人 済・未（　月　日　時）	

特約店

(株)電通ハウジング　上長　担当　通信欄・備考　□広域提携法人

先付会社

社名　印
担当者氏名
TEL　FAX

※この物件について建物状況調査を実施されている場合は、結果の概要を送付ください。

契約区分	客付区分	保証人確認	書類審査	補助資料	募集店連絡	システム登録
新々・古新	直付・先付					

入居申込みにあたっての注意事項

（お申し込みにあたり、以下の事項についてあらかじめご了承ください。）

この度は、お申し込みいただき誠にありがとうございます。お申し込みにあたり、「積和不動産お客様情報取扱について」「積水ハウスグループお客様情報利用目的」「積水ハウスグループお客様情報の共同利用について」及び下記事項についてあらかじめご承諾の上お申し込みください。

申込書ご記入にあたって

① 審査の結果、お申し込みをお断りする場合がございますが、審査に関するお問い合わせには、一切お答えいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
② 申込書に虚偽の記載がある場合は、全てお断りいたします。
（例）年収欄に記載の金額と後日ご提出いただきます所得証明書の金額が異なる場合。
勤務先の記載内容が異なる場合等。
③ お申し込みに際し、ご本人であることを証するもの（運転免許証・健康保険証・学生証・パスポート等）及び勤務先を確認できるもの（社員証等）をご提示いただきます。
④ 確認の為、記載連絡先に照合・調査を行う場合がございます。
⑤ 確認の為、各種証明書をご提出いただく場合がございます。
⑥ 外部機関による信用調査を行います。
⑦ 賃料は前払い（前家賃）です。
⑧ ペット（犬・猫・鳥等）の飼育、ピアノ等の楽器の持込み・演奏はできません。
⑨ ご利用は居住専用となります。但し、弊社が特別に認めた場合に限り事務所として使用できますが、この場合別途消費税が加算されます。

保証会社の利用、および連帯保証人について

① 連帯保証人として保証会社（マストパートナーズ、他）をご利用される場合は、別途保証会社へ申し込みが必要となります。詳しくは、窓口不動産会社にお問い合わせください。
② 連帯保証人を立てる場合は、原則として親族（親・兄弟姉妹・親戚等）で相応の収入のある方に限ります。
③ 連帯保証人を複数専任していただく場合がございます。又、連帯保証人には弊社または窓口不動産会社より意思確認の連絡をさせていただきます。
④ 連帯保証人の方は、契約時に実印捺印の上、印鑑証明書・保証確約書・公的所得証明書をご提出いただきます。

ご契約にあたって

① ご契約の際に契約書記載の各条項及び注意事項をご確認の上、内容を遵守してください。
② ご入居中の小修繕は、お客様のご負担となります。
③ ご契約にあたり、下記の書類をご提出いただきます。
ご契約者・・・公的所得証明書または源泉徴収の写し（合算する場合は、合算者分もご提出いただきます。）
身分証明書（運転免許証・健康保険証・学生証・パスポート等）の写し
連帯保証人・・・印鑑証明書・保証確約書・公的所得証明書

ご契約日と引渡日について

入居契約（貸室賃貸借契約）の締結日及び入居日につきましては、窓口不動産会社とお打ち合わせください。

積和不動産株式会社
お客様情報取扱について

※この書面をご一読いただき、ご理解いただいた上で、入居審査申込書をご記入ください。また本書面はお客様ご自身で保管お願いいたします。
お客様の情報の取扱について下記のとおりとなっておりますので、ご確認をお願いいたします。
なお、お客様情報の収集・保有・利用・提供契約（同意）内容の全文は、契約書にも記載いたしますので、あらためてご確認をお願いいたします。

1．お客様情報の収集・保有・利用
積和不動産株式会社（以下、「当社」という）は、本申込を含むお客様と当社との取引を円滑に行うため、入居審査及び入居契約その他の管理のため、以下の情報について、保護処置を講じた上で収集・利用させていただきます。
①氏名･年齢･生年月日･住所･電話番号など、所定の申込書等に記入いただいた事項、及び申告いただいた事項。
②賃貸借契約に関する申込日、契約日など契約内容に関する事項。
③賃貸借契約に基づくお客様の支払事項。

※連帯保証人・緊急連絡先の個人情報について下記３の積水ハウスグループへの提供・利用は行いません。

2．個人情報の利用
当社または募集に関わった特約店・当社グループ（MAST賃貸センター㈱）・建物所有者は、総合的なサービスを行うため、関連のメンテナンス会社を含め①②③のお客様情報を利用させていただきます。

3．個人情報の提供・利用
当社は積水ハウスグループの一員として、お客様情報を提供すると共にグループ会社が自らの営業活動などに利用させていただきます。
※詳細はhttp://www.sekiwa.co.jp/privacy/privacy1.htmlをご参照願います。

4．個人情報の開示・訂正・削除
お客様は、当社及び上記３で記載する積水ハウスグループ会社に対して、自己に関する個人情報を開示するように請求することができます。開示の結果、万一内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社は、速やかに訂正または削除に応じます。（但し、本人確認及び相応の手数料をいただく場合があります。）

5．入居契約が不成立の場合
入居契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は上記１に基づき、当該契約不成立の理由の如何を問わず一定期間利用しますが、それ以外利用することはありません。

6．重要事項に不同意の場合
当社は、お客様が本申込に必要な記載事項の記載を希望しない場合及び本重要事項の内容の全部または一部を承認できない場合、入居契約をお断りする場合があります。
ただし、上記３に同意しない場合でも、これを理由に当社が入居契約をお断りすることはありません。

7．利用・提供中止の申出
上記３の範囲内で当社がお客様情報を利用、提供している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の当社での利用、他社への提供を中止する措置をとります。（但し、本人確認をさせていただきます。）

8．問合せ窓口
お客様情報の開示・訂正・削除や利用・提供の中止等に関しましては、下記にご連絡ください。
積和不動産株式会社　お客様情報相談窓口　〒151-0053　渋谷区代々木2－1－1（新宿マインズタワー3 階）
TEL：03-5352-8972　　e-mailアドレス：cs-skw@sekiwa.co.jp

以上

お客さまへ必ずお渡しください。

らくらくパートナーのお申し込みについて

Orico

契約内容を明らかにした書面をよくご確認ください

・「契約内容を明らかにした書面」(「らくらくパートナーのお申し込みについて」、「個人情報のお取扱いについて」、「保証委託契約条項」、「個人情報の取扱いに関する条項」、「支払委託契約条項」、「お客さま控」E)をよくお読みください。
・申込書兼契約書となっておりますので、ご記入は丁寧にお願いいたします。
・賃貸借契約にもとづいた契約となりますので、賃貸借契約が締結されない場合、本契約は無効となります。

らくらくパートナー(賃料等支払委託契約)(保証委託契約)の概要について

・らくらくパートナー(以下、当商品といいます)は株式会社オリエントコーポレーションと賃料等の支払委託契約を締結し、同時にマストパートナーズ株式会社と保証委託契約を締結することで連帯保証人を免除してご契約いただけます。
・賃料等および保証料等のお支払いは口座振替のしくみを利用して株式会社オリエントコーポレーションにお支払いいただきます。

取引形態図

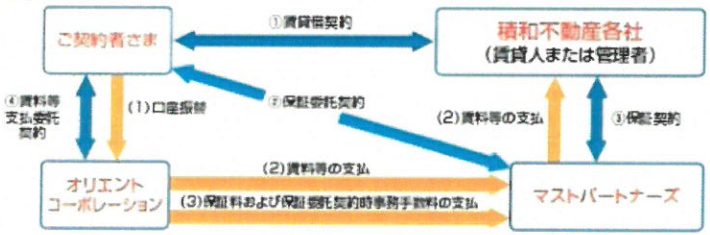

当商品の概要

①ご契約者さまは、賃貸人と賃貸借契約を締結し、賃料等を負担します。
②ご契約者さまは、賃料等の賃貸人または管理者へのお支払いについて、マストパートナーズ株式会社に賃料等の支払債務につき連帯保証を委託し、保証料および保証委託契約時事務手数料を負担します。
③マストパートナーズ株式会社は、積和不動産各社と保証契約を締結します。
④ご契約者さまは、賃料等、保証料および保証委託契約時事務手数料のお支払いを、株式会社オリエントコーポレーションに委託します。(株式会社オリエントコーポレーションと支払委託契約を締結します。)

お支払いの流れ

(1)毎月の賃料等は、積和不動産各社からマストパートナーズ株式会社経由の請求にもとづき、ご契約者さま本人名義の指定預金口座から、株式会社オリエントコーポレーションが毎月27日に口座振替いたします。(金融機関が休業日の場合は、その翌営業日になります。)手続きが完了しない場合は振込でのお支払いになります。(振込手数料はご契約者さまのご負担となります。)
(2)株式会社オリエントコーポレーションは、毎月の賃料等を積和不動産各社へお支払いいたします。
(株式会社オリエントコーポレーションは積和不動産各社から代理受領権を付与されたマストパートナーズ株式会社にお支払いし、その後マストパートナーズ株式会社から積和不動産各社にお支払いされます。)
(3)株式会社オリエントコーポレーションは、保証料および保証委託契約時事務手数料をマストパートナーズ株式会社にお支払いいたします。

更新・解約・終了について

A.賃貸借契約を期間満了によって更新される場合
期間満了日までに、必ず積和不動産各社にご連絡のうえ、賃貸人と賃貸借契約の更新手続きを完了してください。
当商品も賃貸借契約にもとづいての契約期間となります。
B.退去(賃貸借契約の終了)をされる場合
退去される場合は、賃貸人の指定した期日までに、積和不動産各社宛に指定の方法にて申し出てください。
申し出の期間により口座振替が止められない場合がございます。退去連絡は積和不動産各社のみで構いません。
C.保証委託契約は積和不動産各社の承認が無い場合は解約できません。
D.積和不動産と物件所有者の貸室賃貸借契約または管理契約が終了した時は本契約も終了となります。

ご契約の内容について

・マストパートナーズ株式会社との契約について

商品内容	らくらくパートナー(保証委託契約)
利用対象	積和不動産各社の管理する居住用賃貸住宅に入居される個人(入居者以外の方との契約はできません。)
利用範囲	賃料、共益費、管理費、駐車場等使用料、町内会費、CATV代、安心サポート24、公共料金・更新料等変動費等の賃料等20,000円～500,000円まで。
連帯保証人	不要 ※賃貸借契約のお取扱条件につきましては、積和不動産各社により異なります。 詳しくはお取次店におたずねください。
保証料/手数料	保証料(毎月)は賃料等合計額の1.0%となります。 保証委託契約時事務手数料として別途22,000円/件(税込)をご負担いただきます。 保証委託契約時事務手数料は初回、保証料は毎月の賃料等ご請求時に合わせて請求となります。
賃料等・保証料・保証委託契約時事務手数料のお支払方法	ご契約者さまが契約される株式会社オリエントコーポレーションと支払委託契約にもとづきお支払いいただきます。賃料等のお支払いは口座振替のため、領収書の発行はいたしません。通帳の記帳でご確認ください。請求書は株式会社オリエントコーポレーションが毎月発行するお支払案内書と代えさせていただきます。

・株式会社オリエントコーポレーションとの契約について

商品内容	らくらくパートナー(支払委託契約)
賃料等のお支払方法	①お支払方法は口座振替となります。なお、カード決済はご利用いただけません。 ②口座振替はご契約者さまご自身の銀行、信用金庫等の口座がご利用できます。 (一部ご利用になれない金融機関がございます。) ③口座振替の結果を問わず、株式会社オリエントコーポレーションが賃料等の支払委託契約にもとづき積和不動産各社に賃料等の同等額をご契約者さまに代わってお支払いいたします。 (注)引落しができないときは速やかに株式会社オリエントコーポレーションへお振込をお願いいたします。 (その際の振込手数料はご契約者さまのご負担となります。) ④毎月27日に翌月分の賃料等の引落しとなります。(例)10月分家賃→9月27日引落し

ご注意とお願い

①「申込書」の中でご不明な点やご相談がありましたら、次の会社へお問合わせください。
・賃貸借契約については積和不動産各社へ。
・保証委託契約については、マストパートナーズ株式会社へ。
・支払委託契約(お支払いに関すること)については、株式会社オリエントコーポレーションへ。
②口座振替手続きに不備がありますと引落しできません。通帳をご確認のうえ、正しく記入・捺印してください。不備の場合、振込でのお支払いになります。その際の振込手数料はご契約者さまのご負担となります。また、口座振替依頼書を速やかに再提出してください。
③口座振替はお客さまのご希望にそえない場合があります。
④契約内容を明らかにした書面は大切に保管しておいてください。なお、ご提出いただいた申込書等は、契約の成立、不成立にかかわらず返却いたしませんのでご了承ください。
※連絡事項等を速やかにお伝えするために、入居後電話の設置、変更をされましたら必ず積和不動産各社および株式会社オリエントコーポレーションへご一報くださるようお願いいたします。
⑤契約はお客さまご自身のものです。かりにお客さまが単に名義を貸したとしても、お客さまに支払責任がございます。どんなに親しい人から頼まれても、他人に名義を貸すのは絶対におやめください。
⑥株式会社オリエントコーポレーションとの支払委託契約に関して、お客さまの個人情報が個人情報機関に「カード商品」または別途個人信用情報機関が指定する名称にて登録されます。詳しくは「個人情報の取扱いに関する条項」をご参照ください。

マストパートナーズ株式会社 申込受付センター	〒151-0053 東京都渋谷区代々木2丁目1番1号 TEL 0120-200-752 10:00～18:00 年末年始休
株式会社オリエントコーポレーション お客様相談室	〒102-8503 東京都千代田区麹町5丁目2番1 TEL 03-5275-0211 9:30～17:30 土日祝休
積和不動産各社	賃貸借契約書をご確認ください。

※1枚目Ⓐと3枚目Ⓒに同じ印鑑で押印ください。

らくらくパートナー利用契約書（支払委託契約利用契約書）

契約印兼書面受領印

印

※3枚目Ⓒも押印

契約者は、株式会社オリコフォレントインシュアと契約する支払委託契約の内容の説明を理解し、裏面記載の「支払委託契約条項」を承認、「個人情報の取扱いに関する条項」に同意のうえ、本契約を申し込みます。

私（申込者（契約者含む））は、以下お申し込みに関するお客さま受取書面を確かに受領しました。

［受取書面］ ①らくらくパートナー利用申込書（支払委託契約利用申込書）（保証委託契約利用申込書） ②個人情報の取扱いに関する条項オリコフォレントインシュア用（3）および支払委託契約条項オリコフォレントインシュア用（4）

☆複写になっていますので、強めにご記入ください。

赤色太枠内は訂正印での訂正ができません。改めて書き直しとなりますので、ご注意ください。それ以外の訂正は、契約印を押印し訂正してください。

お申込年月日	西暦 20　年　月　日
OFI契約（承認）番号	0 0 0 1 0 0

契約者

お名前*	*フリガナ （自署）
生年月日*	昭・平　年　月　日（　歳）
性別*	男・女
電話*	☎ 自宅　－　－
携帯*	－　－
ご住所*	〒　*フリガナ 都道府県 マンション・アパート名　（　号室）
住居	1 自己所有　2 家族所有　3 社宅・官舎　4 借家　5 賃貸マンション　6 公営・公団　7 アパート　8 寮　9 他
居住年数	年　ヵ月
世帯状況*	配偶者　無・有
世帯人数（本人含む）	人
入居理由（重複可）*	1 結婚　2 旧住居が狭い　3 転勤　4 転職　5 通勤時間　6 家賃が高い　7 建替え　8 環境　9 独立　10 就職　11 入学　12 単身赴任　13 単身赴任時の家族入居　99 その他（　）

お勤め先

種類	1 公務員　2 公的資格者　3 会社員　5 自営　7 パート　10 派遣
年収その他入	・年金（厚生・国民・共済）（　）年金 ・不動産収入　・その他（　） ・配偶者年収（　万円）　・婚約者年収（　万円）
本人税込年収	万円
お勤め先名称（派遣元）*	*フリガナ
所属	
電話*	（内線　） －　－
所在地*	〒　*フリガナ 都道府県
出向・派遣先の名称・電話	☎　－　－
従業員数	1 5人未満　2 5人～　3 10人～　4 30人～　5 50人～　6 100人～　7 300人～　8 1,000人～
業種	1 小売　2 サービス　3 教育　4 建築・工事　5 不動産　6 金融　7 陸運　8 製造　9 飲食　10 接客・娯楽　11 医療機関　12 他
勤続年数	年　ヵ月

（注）年金等で生活をされている方は、年金その他収入欄と税込年収のみご記入ください。

お支払口座

☐ ネットロ座振替受付サービスを利用される場合はこちらにチェック

注）お支払口座を次ページⒷ金融機関用の口座振替依頼書に、直接ご記入・ご捺印ください。
注）お支払口座は契約者ご本人さま名義の口座に限ります。（法人口座不可）
※印鑑相違、不鮮明等により口座登録が未完了の場合は、再度、口座振替依頼書のご提出をお願いします。
なお、口座のご登録が間に合わない場合は振込用紙によるご入金をお願いする場合があります。
（その際のお振込手数料はご契約者さまのご負担となります。）

1 6 6 3 4 1 0

※ご提出いただいた申込書等は、契約の成立・不成立にかかわらず返却いたしませんのでご了承ください。

契約者は、本申し込みにかかわる審査のためもしくは債権管理のために、株式会社オリコフォレントインシュア（以下「当社」という）が必要と認めた場合には、契約者の住民票を当社が取得し利用することに同意します。

※承認月から6ヵ月以内に契約書のご提出がない場合は、再申し込みが必要となります。

契約（承認）年月日	西暦 20　年　月　日
お客さまがご契約される会社名	株式会社オリコフォレントインシュア 本社／東京都港区芝浦4丁目9番25号

7000-0252-7070

マストパートナーズ契約番号

賃貸借契約内容

賃貸期間	自 西暦 20　年　月　日　至 西暦 20　年　月　日
賃料支払区分	前払
入居予定者	1 契約者のみ 2 契約者（単身赴任含む）および家族等 ・配偶者　・子供（　）人　・婚約者　・その他（　） 3 入居者以外の方とご契約できる場合（例外事例） ・学生（学校名　）　・未成年の子供の就業　・親の世話（父・母）
賃借物件 *物件名	*フリガナ　（　号室）
賃借物件 *所在地	〒　*フリガナ 都道府県
入居者コード	部屋
駐車場	

お支払内容

毎月のお支払内容	（円）
①賃料	
②共益費・管理費	
③駐車場等使用料	
④町内会費、CATV代、安心サポート24等	
⑤変動費用（公共料金・更新料等）	料金支払先からの通知による金額
⑥保証料	（①+②+③+④+⑤）×1.0%
⑦毎月のお支払金額合計	①+②+③+④+⑤+⑥ 詳しくはOFIが毎月発行する「ご利用代金明細書」にてご確認ください。
初回支払 支払対象	支払日の翌月分賃料等および保証料
初回支払 支払日	西暦 20　年　月 27日
お支払方法	口座振替
毎月のお支払日	27日

契約時のお支払内容	
⑧保証委託契約時事務手数料	☐ 通常契約　22,000円（税込）
	該当する契約にチェック（✓）してください。 ※特例契約の適用は、らくらくパートナー契約者の積水ハウス不動産グループ内の住み替えの場合（同一契約者に限る）です。
	☐ 特例契約　11,000円（税込）
旧らくらくパートナー承認番号（必ず記入のこと）	
支払日	初回支払と同一の支払日 ※第1回目の賃料等に合わせての請求となります。
保証会社（⑥の保証料および⑧の保証委託契約時事務手数料の受領者）	マストパートナーズ株式会社 東京都渋谷区代々木2丁目1番1号

・お支払いは、毎月27日（非営業日の場合は翌金融機関営業日）となりますので、期日の前日までにご入金ください。

本人確認書類

1.免許証　2.保険証　3.パスポート　4.（　）

※マイナンバー関係の書類添付がある場合、お申し込みの受付ができません。

記号番号	発行者

確認日時	確認者（※氏名はフルネームで）
西暦 20　年　月　日　時　分	所属 氏名

賃料等支払先（賃貸人または管理者）

- ☐積水ハウス不動産東北　宮城県仙台市青葉区本町2-16-10
- ☐積水ハウス不動産東京　東京都渋谷区代々木2-1-1
- ☐積水ハウス不動産中部　愛知県名古屋市中村区名駅4-24-16
- ☐積水ハウス不動産関西　大阪府大阪市北区大淀中1-1-30
- ☐積水ハウス不動産中国四国　広島県広島市中区小町1-25
- ☐積水ハウス不動産九州　福岡県福岡市博多区博多駅前3-26-29

賃貸営業部署	
担当	

※必ずご記入ください。

取次店	
名称	
住所	
電話	
FAX	
担当者氏名	
メモ欄	

※元付け業者の記入をお願いします。

記　入　例

ご注意

お申込年月日とお申込者氏名は必ずご本人さまの直筆でお願いします。
（代筆不可・訂正不可）

審査上、書類による本人確認が必要となります。 ※マイナンバー関係の書類添付がある場合、お申込みの受付ができません。

本人確認書類		
運転免許証	住所変更がある場合は、裏面も必要	住所相違の場合、現住所が記載されている下記書類のうちいずれか1点のコピーをFAX申込時に添付願います。 ※領収日または発効日から6ヶ月以内のものに限ります。 ○国税または地方税の領収書、納税証明書で現住所が記載されているもの ○国または官公庁が発行した書類で、氏名、現住所が記載されているもの ○社会保険料の領収書で現住所が記載されているもの ○公共料金の（電気・都市ガス・水道・NTT固定・NHK）で現住所が記載されているもの ○住民票写
運転経歴証明書	住所変更がある場合は、裏面も必要	
パスポート	顔写真入りページおよびご住所ページ	
各種健康保険証	お申込人ご本人のお名前・ご住所・生年月日のページ	
在留カード	①原則、在留期間が賃貸借契約の契約期間以上ある場合が対象（また左記の条件で更新が可能な場合も含む）	
	②在留資格が永住者のみ	
特別永住者証明書	住所変更がある場合は、裏面も必要	
各種年金手帳	別途身分証明書を添付していただく場合があります	
住民基本台帳カード	申込住所記載のものに限る	

ご入居者 ＝ お申込者での契約となります。
※未成年、学生は親権者がお申込者（ご契約者）となります。

担当者
ご記入願います。

らくらくパートナー申込同意書（個人）

申込先会社名：株式会社オリエントコーポレーション
本社／東京都千代田区麹町５丁目２番地１

らくらくパートナーは、申込者さまからの委託により、株式会社オリエントコーポレーション（以下「当社」という）が申込者さまから集金した家賃等を賃貸人にお支払いする制度（以下「当制度」という）です。
同時に、申込者はマストパートナーズ株式会社と保証委託契約を締結します。申込者は、「個人情報の取扱いに関する条項」に同意の上、当制度利用契約の審査を申込みます（本書は契約審査のために作成するものであり、審査承認後は別途当社との間で利用契約を締結することになります）。申込者は、下記賃貸物件の「入居申込書」に記入された申込者の個人情報が下記賃料等支払先から当社に提供されること、及び当該個人情報が「個人情報の取扱いに関する条項」及びマストパートナーズ株式会社の「個人情報のお取扱いについて」に基づき取り扱われることに同意します。

お申込者記入欄	お申込年月日	お申込年者氏名
	2019年03月28日	（自署）積和　太郎

〈仲介会社・管理会社記入欄〉

賃料等支払先（管理会社名称）	積和不動産株式会社	賃貸営業部署	マスト賃貸ステーションマンション
賃貸物件 名称 号室	シャーメゾン		303号室
本人確認書類	・運転免許証・健康保険証・旅券・年金手帳・その他（　　）	確認日時	99 年 99 月 99 日 99 時 99 分
確認 担当店舗名または部署名	○○営業所	担当者氏名	（姓）積和　（名）花子

取次店		メモ欄
名称	MAST賃貸○○○　○○営業所	
住所	東京都△△区○－○－○	
電話	○○－○○○○－○○○○	
FAX	11－1111－1111	
担当者氏名	積和　次郎	

【個人情報の取扱いに関する条項】（16/09 家賃E）
第１条（個人情報の収集・利用・保有） 申込者は、株式会社オリエントコーポレーション（以下「当社」という）との本契約（本申込みを含む。以下同じ）に係る以下の個人情報（変更後の情報を含む。以下同じ）を本契約及び本契約以外の当社と締結する契約の与信（保証審査・途上与信を含む。以下同じ）並びに与信後の管理のため、当社が保護措置を講じた上で収集・利用し、当社が定める相当な期間保有することに同意します。①属性情報（本申込時に記載・入力等した氏名、性別、生年月日、住所、電話番号（携帯電話番号を含む。以下同じ）、eメールアドレス、勤務先内容、家族構成、居住状況等）②契約情報（契約の種類、申込日、契約日、利用日、商品名・役務名・権利名及びその数量・期間・回数、契約額、利用額、利息、分割払手数料、保証料、諸費用、支払回数、毎月の支払額、支払方法、振替口座等）③取引情報（本契約に関する利用残高、月々の返済状況等（内訳を含む）、取引の現在の状況及び履歴その他取引の内容）④支払能力判断情報（申込者の資産、負債、収入、支出、本契約以外に当社と締結する契約に関する利用残高、返済状況等）⑤本人確認情報（申込者の運転免許証、パスポート、住民票の写し又は在留カード等に記載された事項）⑥映像、音声情報（個人の肖像、音声を磁気的又は光学的媒体等に記録したもの）⑦公開情報（官報、電話帳、住宅地図等に記載されている情報）
第２条（個人信用情報機関への登録・利用） （１）申込者は、当社が本契約（保証委託契約を含む場合は保証委託契約を除く）に係る申込者への与信又は与信後の管理のため、当社の加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集及び当該機関の会員に対する当該情報の提供を業とする者）及び当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、申込者に関する個人情報が登録されている場合には、当社がそれを利用することに同意します。（２）当社の加盟する個人信用情報機関の名称、住所、電話番号は以下の通りです。①名称：株式会社シー・アイ・シー（ＣＩＣ）（割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関）住所：〒160-8375東京都新宿区西新宿1-23-7新宿ファーストウエスト15階　お問合せ先：0120-810-414（http://www.cic.co.jp/）
②名称：株式会社日本信用情報機構（ＪＩＣＣ）（貸金業法に基づく指定信用情報機関）住所：〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1　お問合せ先：0570-055-955（http://www.jicc.co.jp/）（３）申込者は、本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が当社の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、当社の加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の会員により申込者の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。

登録情報	登録期間	
	CIC	JICC
氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の何れかが登録されている期間	同左
本契約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間	当社が個人信用情報機関に照会した日から６ヶ月以内
本契約に関する客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年以内	契約継続中及び契約終了後5年以内（但し、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内）
債務の支払いを延滞した事実	契約期間中及び契約	契約継続中及び契約終了後5年以内

（４）当社の加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関は以下の通りです。

当社の加盟する個人信用情報機関	CIC	JICC
	JICC	CIC
当社の加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関	全国銀行個人信用情報センター（http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html）〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 TEL.03-3214-5020	同左

（５）個人信用情報機関に登録する個人情報は、申込者の氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の属性に関する個人情報、契約の種類、契約日、商品名・役務名・権利名及びその数量・期間・回数、契約額又は極度額、支払回数、年間請求予定額、利用残高、支払状況等契約の内容、取引の履歴に関する個人情報の全部又は一部、及びその他名加盟する個人信用情報機関が定める情報となります。（６）申込者は、本契約について支払停止の抗弁の申出を行った場合、その情報が当社の加盟する個人信用情報機関にその抗弁に関する調査期間中登録され、又、当社の加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の会員に提供されることに同意します。（７）当社が加盟する個人信用情報機関は、当社ホームページにおいて公表しております。
第３条（個人情報の開示・訂正・削除） （１）申込者は、個人情報について、当社所定の方法により開示するよう請求することができます。但し、当社又は第三者の営業秘密・ノウハウに属する情報、個人に対する評価・分類・区分に関する情報その他内部監査・調査・分析等当社内部の業務のみに利用・記録される情報であり、開示することにより当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合及び個人情報保護法に別途定めがある場合に該当すると当社が判断した個人情報については、開示しないものとします。（２）当社が個人情報を開示した結果、客観的な事実について万一、不正確又は誤りであることが明らかになった場合は、当社は速やかに当該事実の訂正又は削除に応じます。但し、客観的事実以外の事項に関してはこの限りではありません。（３）当社が個人信用情報機関に提供した個人情報の開示を求める場合には、当該個人信用情報機関に連絡して下さい。尚、開示・訂正・削除については、個人信用情報機関の定めに従うものとします。
第４条（本条項に不同意の場合） 当社は、申込者が本契約に必要な事項（本申込時に申込者が記載・入力すべき事項）の記入等を希望しない場合及び本条項に同意しない場合は、本契約をお断りすることがあります。
第５条（本契約が不成立の場合） 申込者は、本契約の不成立又は成立後、解約・解除された場合であっても、その理由の如何を問わず第１条に基づき、本契約に係る申込み・契約をした事実に関する個人情報が当社において一定期間利用されることに同意します。
第６条（お問合せ窓口） 本条項に関するお問合せ及び第３条の開示・訂正・削除の請求のお申出先は、下記お問合せ窓口又は取扱支店とします。又、個人情報の開示手続等については、当社ホームページをご参照下さい。尚、当社では個人情報の保護に関する管理責任者として個人情報統括責任者（個人情報の保護と利用に関する所管部の担当役員）を設置しております。
第７条（条項の変更） 本同意条項は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。
<お問合せ窓口>
株式会社オリエントコーポレーション（http：//www.orico.co.jp）
お客様相談室　〒102-8503東京都千代田区麹町５丁目２番地１（TEL.03-5275-0211）

帳票番号3-PE3

お申込者さま記入欄以外は、お取次店のご担当者がもれなく記入ください。

※記入もれ等ないか必ずご確認してご提出ください。

らくらくパートナー申込同意書（個人）

申込先会社名：株式会社オリエントコーポレーション
本社／東京都千代田区麹町５丁目２番地１

らくらくパートナーは、申込者さまからの委託により、株式会社オリエントコーポレーション（以下「当社」という）が申込者さまから集金した家賃等を賃貸人にお支払いする制度（以下「当制度」という）です。
同時に、申込者はマストパートナーズ株式会社と保証委託契約を締結します。申込者は、「個人情報の取扱いに関する条項」に同意の上、当制度利用契約の審査を申込みます（本書は契約審査のために作成するものであり、審査承認後は別途当社との間で利用契約を締結することになります）。申込者は、下記賃貸物件の「入居申込書」に記入された申込者の個人情報が下記賃料等支払先から当社に提供されること、及び当該個人情報が「個人情報の取扱いに関する条項」及びマストパートナーズ株式会社の「個人情報のお取扱いについて」に基づき取り扱われることに同意します。

お申込者記入欄	お申込年月日	お申込年者氏名
		（自署）

〈仲介会社・管理会社記入欄〉

賃料等支払先（管理会社名称）	積和不動産株式会社			賃貸営業部署	マスト賃貸ステーション川崎
賃貸物件	名称				号室
本人確認	確認書類	運転免許証・健康保険証・旅券・年金手帳・その他（　　）	確認日時	年　月　日　時　分	
	担当店舗名または部署名		担当者氏名	（姓）	（名）

取次店		メモ欄
名称	㈱電通ハウジング	
住所	神奈川県川崎市宮前区小台１丁目１９－２三田ビル１Ｆ	
電話	044-870-0007	
ＦＡＸ	044-870-0002	
担当者氏名		

【個人情報の取扱いに関する条項】（16/09 家賃E）

第１条（個人情報の収集・利用・保有）　申込者は、株式会社オリエントコーポレーション（以下「当社」という）との本契約（本申込みを含む。以下同じ）に係る以下の個人情報（変更後の情報を含む。以下同じ）を本契約及び本契約以外の当社と締結する契約の与信（保証審査・途上与信を含む。以下同じ）並びに与信後の管理のため、当社が保護措置を講じた上で収集・利用し、当社が定める相当な期間保有することに同意します。①属性情報（本申込時に記載・入力等した氏名、性別、生年月日、住所、電話番号（携帯電話番号を含む。以下同じ）、ｅメールアドレス、勤務先内容、家族構成、居住状況等）②契約情報（契約の種類、申込日、契約日、利用日、商品名・役務名・権利名及びその数量・期間・回数、契約額、利用額、利息、分割払手数料、保証料、諸費用、支払回数、毎月の支払額、支払方法、振替口座等）③取引情報（本契約に関する利用残高、月々の返済状況等（内訳を含む）、取引の現在の状況及び履歴その他取引の内容）④支払能力判断情報（申込者の資産、負債、収入、支出、本契約以外に当社と締結する契約に関する利用残高、返済状況等）⑤本人確認情報（申込者の運転免許証、パスポート、住民票の写し又は在留カード等に記載された事項）⑥映像、音声情報（個人の肖像、音声を磁気的又は光学的媒体等に記録したもの）⑦公開情報（官報、電話帳、住宅地図等に記載されている情報）

第２条（個人信用情報機関への登録・利用）　（１）申込者は、当社が本契約（保証委託契約を含む場合は保証委託契約を除く）に係る申込者への与信又は与信後の管理のため、当社の加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集及び当該機関の会員に対する当該情報の提供を業とする者）及び当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、申込者に関する個人情報が登録されている場合には、当社がそれを利用することに同意します。（２）当社の加盟する個人信用情報機関の名称、住所、電話番号は以下の通りです。①名称：株式会社シー・アイ・シー（ＣＩＣ）（割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関）住所：〒160-8375東京都新宿区西新宿1-23-7新宿ファーストウエスト15階　お問合せ先：0120-810-414（http://www.cic.co.jp/）②名称：株式会社日本信用情報機構（ＪＩＣＣ）（貸金業法に基づく指定信用情報機関）住所：〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1　お問合せ先：0570-055-955（http://www.jicc.co.jp/）（３）申込者は、本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が当社の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、当社の加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の会員により申込者の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。

登録情報	登録期間	
	ＣＩＣ	ＪＩＣＣ
氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の何れかが登録されている期間	同左
本契約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間	当社が個人信用情報機関に照会した日から６ヶ月以内
本契約に関する客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年以内	契約継続中及び契約終了後5年以内（但し、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内）
債務の支払いを延滞した事実	契約期間中及び契約	契約継続中及び契約終了後5年以内

（４）当社の加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関は以下の通りです。

当社の加盟する個人信用情報機関	ＣＩＣ	ＪＩＣＣ
当社の加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関	ＪＩＣＣ	ＣＩＣ
	全国銀行個人信用情報センター（http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html）〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 TEL.03-3214-5020	同左

（５）個人信用情報機関に登録する個人情報は、申込者の氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の属性に関する個人情報、契約の種類、契約日、商品名・役務名・権利名及びその数量・期間・回数、契約額又は極度額、支払回数、年間請求予定額、利用残高、支払状況等契約の内容、取引の履歴に関する個人情報の全部又は一部、及びその他各加盟する個人信用情報機関が定める情報となります。（６）申込者は、本契約について支払停止の抗弁の申出を行った場合、その情報が当社の加盟する個人信用情報機関にその抗弁に関する調査期間中登録され、又、当社の加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の会員に提供されることに同意します。（７）当社が加盟する個人信用情報機関は、当社ホームページにおいて公表しております。

第３条（個人情報の開示・訂正・削除）　（１）申込者は、個人情報について、当社所定の方法により開示するよう請求することができます。但し、当社又は第三者の営業秘密・ノウハウに属する情報、個人に対する評価・分類・区分に関する情報その他内部監査・調査・分析等当社内部の業務のみに利用・記録される情報であり、開示することにより当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合及び個人情報保護法に別途定めがある場合に該当すると当社が判断した個人情報については、開示しないものとします。（２）当社が個人情報を開示した結果、客観的な事実について万一、不正確又は誤りであることが明らかになった場合は、当社は速やかに当該事実の訂正又は削除に応じます。但し、客観的事実以外の事項に関してはこの限りではありません。（３）当社が個人信用情報機関に提供した個人情報の開示を求める場合には、当該個人信用情報機関に連絡して下さい。尚、開示・訂正・削除については、個人信用情報機関の定めに従うものとします。

第４条（本条項に不同意の場合）　当社は、申込者が本契約に必要な事項（本申込時に申込者が記載・入力すべき事項）の記入等を希望しない場合及び本条項に同意しない場合は、本契約をお断りすることがあります。

第５条（本契約が不成立の場合）申込者は、本契約の不成立又は成立後、解約・解除された場合であっても、その理由の如何を問わず第１条に基づき、本契約に係る申込み・契約をした事実に関する個人情報が当社において一定期間利用されることに同意します。

第６条（お問合せ窓口）　本条項に関するお問合せ及び第３条の開示・訂正・削除の請求のお申出先は、下記お問合せ窓口又は取扱支店とします。又、個人情報の開示手続等については、当社ホームページをご参照下さい。尚、当社では個人情報の保護に関する管理責任者として個人情報統括責任者（個人情報の保護と利用に関する所管部の担当役員）を設置しております。

第７条（条項の変更）　本同意条項は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

<お問合せ窓口>
株式会社オリエントコーポレーション（http：//www.orico.co.jp）
お客様相談室　〒102-8503東京都千代田区麹町５丁目２番地１（ TEL.03-5275-0211）

帳票番号3-PE3

お客さまへ必ずお渡しください。

個人情報のお取扱いについて

弊社は、お客様に安心してサービスをご利用頂けるよう、お客様の個人情報の取扱いについて以下のように定めます。

1.個人情報の取得、利用、保有

弊社は、サービスのご提供にあたり、下記の個人情報を取得、利用、保有いたします。

a.氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、e-mailアドレスなど、所定の申込書に記入いただいた事項およびご申告いただいた事項

b.申込日、契約日、支払方法、支払口座情報などのご契約に関する事項

c.ご契約に基づくお客様のお支払状況・履歴などに関する事項

2.個人情報の利用目的

弊社は、個人情報のお取扱いにあたり、利用目的を特定し、公表又はご本人へご通知します。取得した個人情報は、法令により許される場合を除き、あらかじめ特定された目的以外には利用いたしません。

あらかじめ特定された目的以外の目的でお客様よりの情報を取得、利用させていただく場合は、利用目的、利用方法、利用範囲等の内容をご説明し、個別にご本人の同意を得たうえで行うことといたします。

a.不動産賃貸借における家賃等の債務保証、家賃等の集金、事務代行のため

b.ダイレクトメールの発送、電話によるご案内等、提携会社等の商品や会員特典サービスに関する各種ご提案のため

c.市場調査、サービスの研究、開発、改善のためのアンケート調査等のため

d.その他上記に付随、関連する業務を適切かつ円滑に遂行するため

3.個人情報の第三者提供

弊社は、以下の場合に限り第三者に個人情報を提供する場合があります。

a.お客様等から予め同意を得ているとき。

b.公的機関から法令に基づき開示の要請があった場合。

c.人の生命・身体または財産の保護のために必要がある場合であってお客様等の同意を得ることが困難であるとき。

d.公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要が認められる場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合。

e.地方公共団体を含む公的機関またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、お客様等の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断した場合。

4.個人情報の委託について

弊社は、上記の利用目的を達成するため、お客様の個人情報を委託する場合がございます。

業務委託などにより、必要に応じて個人情報を委託先へ委託する場合には、委託先に個人情報の保護を義務付け、適切な弊社の監督の下で行うものとし、個人情報の保護に関しましては、ご本人に対し、弊社が直接管理責任を負います。委託業務完了後は、委託した個人情報は適切な時期に安全に回収又は消去します。

5.個人情報に関するお客様の権利

（1）個人情報に関するお客様の権利

お客様は、ご本人に関する個人情報に関して、弊社に対し利用目的の通知又は開示、訂正・追加・削除、利用の停止・消去及び第三者への提供の停止（以下併せて「開示等」といいます。）のご請求が可能です。

ただし、委託を受けている情報等弊社がこれらの措置を直接実施する権限を有しないものを除く、保有お客様個人情報に限られますので、ご了承願います。万一、弊社よりご請求に応じられない合理的な理由がある場合には、その旨適切にご説明申し上げます。

（2）開示等のお申し出先

開示等のお申し出は、下記の問い合わせ窓口にて承ります。

問い合わせ窓口：個人情報相談窓口

問い合わせ方法：弊社への来社、郵送、電話、電子メールでお受けいたします。
なお、来社、電話による受付時間は、下記の通りです。
月・火・水・木・金曜日　※祝祭日、定休日等を除きます。
（午前）9：30～12：00　（午後）13：00～17：00

住所：〒151-0053　渋谷区代々木2-1-1　新宿マインズタワー

電話番号：03-5352-0311

電子メールアドレス：cs-mp@mastpartners.co.jp

（3）請求者ご本人又はその代理人の本人確認手続きについて

ご請求にあたりましては、請求者がご本人自身であることを確認させて頂くため、次のいずれかの手続きが必要となりますので、あらかじめご準備頂く等、ご協力をお願いいたします。

a.運転免許証、パスポート等官公庁が発行した顔写真付きの証明書原本との照合

b.ご請求書への実印のご押印と印鑑証明書のご提出

c.弊社が既に保有している情報を用いた弊社担当者からの連絡と簡単な質問等

d.弊社担当者の訪問と面談

e.その他適切な方法

代理人による場合は、代理人自身であることに加え法定代理人であること（戸籍抄本等の原本の提出）や委任を受けていること（実印による委任状と当該実印の印鑑証明書の提出）の確認が必要となります。

（4）ご報告、ご対応時期

弊社では、お客様からの請求を受領後、原則10営業日以内にご報告、ご対応いたしますが、特別の事情により、ご報告、ご対応が遅くなる場合は適宜ご説明を申し上げます。

（5）手数料について

あらかじめ本人確認等の適切なご準備を頂いているご請求に対しましては、一般的な確認作業、ご請求への対応、ご報告手続きに止まる限り、手数料は頂きません。

（6）弊社からのご連絡

上記の手続きやご請求内容の確認のため、弊社よりご連絡を申し上げることがございます。

（7）請求書及び添付書類のご返却

ご提出頂きました請求書や添付書類等につきましてはご返却いたしません。

（8）当社の所属する認定個人情報保護団体の名称及び苦情及びご相談の申出先

1　認定個人情報保護団体の名称：一般財団法人　日本情報経済社会推進協会

2　苦情解決の連絡先：個人情報保護苦情相談室

住所：〒106-0032　東京都港区六本木1-9-9　六本木ファーストビル

電話番号：03-5860-7565
0120-700-779

6.個人情報をご提供いただけない場合について

書面へのご記入、Webへのご入力等によるお客様からの個人情報のご提供は、お客様のご判断によります。

ただし、お客様から個人情報をご提供いただけない場合は、契約の締結や弊社サービスの提供が行えない場合がございますので、ご了承下さい。

7.個人情報保護管理責任者

弊社は、弊社が保有する個人情報を適切に管理する責任者として、以下の者を個人情報保護管理者に指名します。

個人情報保護管理者：保証事業推進部長

連絡先：前述の個人情報相談窓口までご連絡ください。

制定日　：　2011年 7月 1日
改訂日　：　2019年 5月 1日
マストパートナーズ株式会社

帳票番号3-PE3

お客さまへ必ずお渡しください。

保証委託契約条項

ご契約者（以下「甲」という。）とマストパートナーズ株式会社（以下「乙」という。）は、甲と積和不動産東北株式会社、積和不動産関東株式会社、積和不動産株式会社、積和不動産中部株式会社、積和不動産関西株式会社、積和不動産中国株式会社、積和不動産九州株式会社（以下「賃貸人」という。）との間の、保証委託契約利用契約書（以下「本契約書」という。）記載の物件を賃借又は管理することを定めた契約（以下「原契約」という。）に基づき賃貸人に対して支払う賃料、共益費、管理費、駐車場等使用料、町内会費、CATV代、安心サポート24、公共料金・更新料等変動費等（以下「賃料等」という。）に関し、その支払及び支払債務の保証を甲が乙に委託する契約（以下「本契約」という。）を締結するものとします。

第１条（委託）

甲は、原契約に基づく賃貸人に対する賃料等の支払を乙に委託します。また、原契約に定める賃料等の債務につき、乙に連帯保証を委託するものとします。

第２条（本契約の成立）

本契約は、乙が所定の手続きをもって承認し、賃貸人を通じて甲に通知したときをもって成立するものとします。なお、原契約が成立しなかったときは、本契約も遡って成立しなかったものとします。

第３条（契約期間）

本契約の期間は、前条による乙の承認の日から原契約の期間満了の時までとします。但し、原契約を更新する場合、期間満了の2ヶ月前までに甲より書面による意思表示がない限り、本契約も同一の条件で更新されるものとします。

第４条（保証委託契約時事務手数料・保証料）

甲は、本契約の取扱いにかかる本契約書記載の保証委託契約時事務手数料並びに本契約書記載の保証料を乙に支払うものとします。

第５条（賃料等、手数料の支払方法）

甲は、賃貸人から賃料等の代理受領権限を付与された乙に対し、賃貸人並びに乙が提携するクレジット会社（以下「提携会社」という。）を利用し賃料等を支払うものとします。この場合の支払方法は、提携会社の会員規約に従うものとします。また、乙は、甲より収納した賃料等を賃貸人に支払うものとします。（2）甲は、提携会社が利用できない場合、又は利用しない場合は、口座振替その他乙が指定する方法に従い、賃料等を支払うものとします。（3）甲は、本条第一項並びに前項の支払方法に準じ、本契約の保証委託契約時事務手数料並びに保証料を乙に支払うものとします。

第６条（保証債務の範囲）

本契約の保証債務の対象は、原契約に基づき甲が負担する以下の各号に定める費用とします。①賃料等。②退去時の残置物撤去費用。③退去時の原状回復費用。（2）前項の定めに拘わらず、以下の各号に定める債務は、保証の対象とならないものとします。①前項各号に定める債務の履行を遅延した場合の違約金、遅延損害金の支払債務。②原契約に基づき甲が負担する損害賠償債務。

第７条（譲渡担保）

甲は、本契約に基づき乙に対して現に負担し、又は将来負担する一切の債務を担保するため、甲が賃貸人に対して取得する次の各号の債権を乙に譲渡することを異議なく承諾するものとします。①本契約書記載の物件明渡時の敷金・保証金の返還請求権。②本契約書記載の物件明渡日以降の前払賃料等の返還請求権。

第８条（事前求償権の行使）

甲は、次の各号の一つにでも該当するときは、乙が保証債務を履行していなくても、本契約上甲が乙に負担すべき債務額について、乙が甲にあらかじめ求償権を行使しても異議ないものとします。①契約上の債務について1回でも不履行があったとき。②原契約に違反し、又は原契約が解約され、本契約書記載の物件からの退去、又は本契約書記載の物件の明渡しを求められたとき。③差押え、仮差押え、仮処分の申立てを受けたとき。④滞納処分を受けたとき。⑤破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てを受けたとき、又は自らこれの申立てをしたとき。⑥乙に対し負担する他の債務が延滞したとき。⑦乙に対し虚偽の申出をし、又は虚偽の書類を提出したとき。⑧逃亡、行方不明又は刑事上の訴追を受けたとき。⑨賃貸人に何ら連絡することなく、継続して1ヶ月をこえて本契約書記載の物件を不在にしたとき。⑩諸般の事情から甲に原契約を継続する意思がないと認められる状況となったとき。⑪その他甲が本契約に違反したとき、又は甲の信用状態が悪化したとき。（2）甲は、乙が前項により求償権を行使する場合、民法第461条に基づく抗弁権を主張しないものとします。担保を提供している場合でも、事前に求償権を行使されても異議ないものとします。

第９条（保証債務の履行）

前条第一項の各号に該当する場合、又は乙に対する賃料等の支払を滞納した場合、乙は、事前の通知催告なくして賃貸人に対し、保証債務の全部又は一部を履行することができるものとします。（2）乙が保証債務の全部又は一部を履行した場合、甲は、乙の履行した保証債務の弁済額、その他本約款に基づき甲が乙に負担する一切の債務を、乙に対し直ちに支払うものとします。（3）甲は、乙に対し、甲が賃貸人に対し負担する保証債務の履行、並びにその増加を防止する義務を負うものとします。

第１０条（遅延損害金）

甲は、保証債務を履行した翌日から、完済の日に至るまで、年14.6%の割合による遅延損害金を乙に対して支払うものとします。

第１１条（本契約の失効）

乙は、次の各号に該当する場合、本契約を解除できるものとします。①甲が賃貸人に対する賃料等の支払を遅延したとき。②原契約が解約、取消、その他の事由により終了又は本契約書記載の物件が変更、滅失したとき。③賃貸人が変更又は賃料等の受領権を失ったとき。

第１２条（反社会的勢力の排除）

甲（甲が法人にあってはその代表者を含む）は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準じる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号に該当しないことを表明し、かつ将来にあたっても該当しないことを確約するものとします。①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。④暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。⑤役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。（2）甲は、自ら（甲が法人にあってはその代表者を含む）又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。①暴力的な要求行為。②法的な責任を超えた不当な要求行為。③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。④風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて乙の信用を毀損し、又は乙の業務を妨害する行為。⑤その他前各号に準ずる行為。（3）甲が、暴力団員等又は本条第一項各号に該当した場合、又は前項各号の何れかに該当する行為をし、又は本条第一項の規定に基づく表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、乙は、直ちに本契約を解除することができ、かつ、乙に生じた損害の賠償を請求することができるものとします。この場合、甲は、甲に損害が生じたときでも、乙に対し何らの請求をしないものとします。

第１３条（紛議）

甲は、原契約について紛議が生じた場合は、自らの責任において賃貸人と解決するものとします。（2）甲は、賃料等に関する支払を停止する正当な事由があるときは、乙に対して、事前に書面をもって依頼できるものとします。（3）甲は、乙に対する前項の通知を怠ったことにより、乙が本契約に基づき、保証債務を履行した場合、甲は、この紛議を理由に乙に対して負担する求償債務の履行を拒むことができないものとします。

第１４条（延滞情報の通知）

甲は、本契約に基づいて乙に対し負担する債務の支払を延滞したときは、本契約及び原契約に基づく権利を行使し、又は義務を履行するために、乙がこの延滞情報を賃貸人に通知しても何ら異議を述べないものとします。

第１５条（届出事項の変更・通知・調査）

甲は、氏名、住所、電話番号、勤務先等、乙に届け出た本契約書記載の記載事項を変更したときは、遅滞なく乙所定の書面をもって乙に通知するものとします。（2）甲は、前項の氏名、住所等の変更通知を怠ったことにより、乙から通知又は送付書類等が延着又は不到着となっても、乙が通常到着すべき時に到着したものとみなすことに異議ないものとします。但し、前項の住所の変更の通知を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。（3）甲は、新たに電話を設置し、又は電話番号を変更した場合は、乙所定の書面により速やかに乙に通知するものとします。（4）甲は、その財産、収入及び信用等を乙又は乙の委託する者が調査しても、何ら異議を述べないものとします。

第１８条（費用負担）

甲は、次の各号の費用を負担するものとします。①甲の乙に対する債務の支払に要する送金手数料等。②甲が賃料等の支払を遅滞したことにより、乙が再度金融機関に口座振替等の手続きをしたとき、又は乙が甲に振込用紙を送付したときは、各手続き1回につき300円に消費税等を加算した金額。③甲が賃料等の遅滞等甲の責めに帰すべき事由により、乙が訪問集金をしたときは、1回につき1,000円に消費税等を加算した金額。④乙が甲に対し書面による催告をしたときは、当該催告に要した実費。（2）甲は、乙に支払う費用について、公租公課が課される場合、又は公租公課（消費税等を含む）が変更された場合は、当該公租公課相当額又は増額分を負担するものとします。（3）甲は、本契約書記載の物件の明渡しに関し、賃貸人及び乙が訴訟手続きに要した費用（弁護士費用、訴訟費用、強制執行費用等）を負担するものとします。

第１９条（管轄の合意）

甲は、本契約について紛争が生じた場合、訴額のいかんに拘わらず、乙の本社、各支店、各営業所、各センターの所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

【お問合せ先】

1. 賃貸借契約に関するお問合せは、本契約書記載の賃貸人にご連絡ください。
2. 本契約に関するお問合せは、下記マストパートナーズ株式会社にお問合せください。

◆申込受付センター
〒151－0053　東京都渋谷区代々木2－1－1　新宿マインズタワー
電話番号：0120-200-752　　受付時間：9：00～18：00　（年末年始休）

お客さまへ必ずお渡しください。

個人情報の取扱いに関する条項

第1条（個人情報の収集・利用・保有） 申込者(契約者、会員、連帯保証人予定者、連帯保証人を含む。以下同じ)は、株式会社オリエントコーポレーション(以下「当社」という)との本契約(本申込みを含む。以下同じ)に係る以下の個人情報(変更後の情報を含む。以下同じ)を本契約及び本契約以外の当社と締結する契約の与信(保証審査・途上与信を含む。以下同じ)並びに与信後の管理のため、当社が保護措置を講じた上で収集・利用し、当社が定める相当な期間保有することに同意します。①属性情報（本申込時に記載・入力等した氏名、性別、生年月日、住所、電話番号(携帯電話番号を含む。以下同じ)、eメールアドレス、勤務先内容、家族構成、居住状況等）②契約情報(契約の種類、申込日、契約日、利用日、商品名・役務名・権利名及びその数量・期間・回数、契約額、利用額、利息、分割払手数料、保証料、諸費用、支払回数、毎月の支払額、支払方法、振替口座等）③取引情報(本契約に関する利用残高、月々の返済状況等(内訳を含む)、取引の現在の状況及び履歴その他取引の内容)④支払能力判断情報(申込者の資産、負債、収入、支出、本契約以外に当社と締結する契約に関する利用残高、返済状況等)⑤本人確認情報(申込者の運転免許証、パスポート、住民票の写し又は在留カード等に記載された事項)⑥映像、音声情報(個人の肖像、音声を磁気的又は光学的媒体等に記録したもの)⑦公開情報(官報、電話帳、住宅地図等に記載されている情報)

第2条（個人情報の利用） (1)申込者は、当社が当社のクレジット事業、カード事業及びその他の金融サービス事業(注1)における下記①及び②の目的のために第1条①②③の個人情報、下記③の目的のために第1条①②③⑥の個人情報を利用することに同意します。①市場調査、商品開発②お客さま向け企画・宣伝物・印刷物の送付又は電話等による営業案内③契約又は法律に基づく権利の行使、義務の履行(注1)当社の金融サービス事業の具体的な内容については、当社ホームページ(https://www.orico.co.jp)等において公表しております。(2)申込者は、当社が本契約に基づく当社の業務を国内又は外国にある第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託することに同意します。

第3条（個人信用情報機関への登録・利用） (1)申込者は、当社が本契約(保証委託契約を含む場合は保証委託契約を除く)に係る申込者への与信又は与信後の管理のため、当社の加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集及び当該機関の会員に対する当該情報の提供を業とする者)及び当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、申込者に関する個人情報が登録されている場合には、当社がそれを利用することに同意します。(2)当社の加盟する個人信用情報機関の名称、住所、電話番号は以下の通りです。

①名　　称：株式会社シー・アイ・シー（CIC）（割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関）
　住　　所：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階
　お問合せ先：0120-810-414（https://www.cic.co.jp/）
②名　　称：株式会社日本信用情報機構（JICC）（貸金業法に基づく指定信用情報機関）
　住　　所：〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館
　お問合せ先：0570-055-955（https://www.jicc.co.jp/）

(3)申込者は、本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が当社の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、当社の加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の会員により申込者の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。

登録情報	登録期間	
	CIC	JICC
氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の何れかが登録されている期間	同左
本契約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月以内
本契約に関する客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年以内	契約継続中及び契約終了後5年以内(但し、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)
債務の支払いを延滞した事実	契約期間中及び契約終了後5年間	契約継続中及び契約終了後5年以内

(4)当社の加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関は以下の通りです。

当社の加盟する個人信用情報機関	CIC	JICC
当社の加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関	JICC	CIC
	全国銀行個人信用情報センター（https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/）〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 TEL 03-3214-5020	同左

(5)個人信用情報機関に登録する個人情報は、申込者の氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の属性に関する個人情報、契約の種類、契約日、商品名・役務名・権利名及びその数量・期間・回数、契約額又は極度額、支払回数、年間請求予定額、利用残高、支払状況等契約の内容、取引の履歴に関する個人情報の全部又は一部、及びその他各加盟する個人信用情報機関が定める情報となります。(6)申込者は、本契約について支払停止の抗弁の申出を行った場合、その情報が当社の加盟する個人信用情報機関にその抗弁に関する調査期間中登録され、又、当社の加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の会員に提供されることに同意します。(7)当社が加盟する個人信用情報機関は、当社ホームページにおいて公表しております。

第4条（個人情報の提供・利用） 申込者は、当社が下記の第三者に対して、第1条の個人情報を、必要な保護措置を講じた上で提供すること及び当該第三者が提供の趣旨に従った下記の目的で当該個人情報を利用することに同意します。

(1)提供する第三者　金融機関(その関連会社を含む)、特定目的会社、特別目的会社、信託会社(信託銀行を含む)、債権回収会社（以下これらを総称して「金融機関等」という(注2)）。
　第三者の利用目的　当社の資金調達、流動化その他の目的のためになされる債権譲渡及び担保差し入れ、その他の与信後の権利に関する取引の場合の債権並びに権利の保全、管理、変更及び行使のため。
　提供する個人情報　第1条の個人情報のうち必要な範囲。
(2)提供する第三者　申込者が利用する販売店(役務提供事業者、リース会社等を含む)及び当社の提携先(本契約が提携商品による契約の場合に限る)。
　第三者の利用目的　①本契約及び商品等に関する売買契約、役務提供契約等に基づく申込者に対するサービスの履行、権利の行使、紛議等の防止及び調査・解決のため。②本契約又はカードショッピングの精算のため。③商品、役務等の宣伝物・印刷物の送付等による営業案内のため。④商品開発、市場動向調査・研究 のため。
　提供する個人情報　第1条の個人情報①②③のうち必要な範囲。
(3)提供する第三者　融資会社(本契約が提携ローンの場合に限る)。尚、ご利用融資会社は書面等にてお知らせします。
　第三者の利用目的　与信及び与信後の管理のため並びに宣伝物・印刷物の送付等の営業案内、市場調査・商品開発のため。
　提供する個人情報　第1条の個人情報のうち必要な範囲。
(4)提供する第三者　サービサー会社である下記会社。
　第三者の利用目的　譲り受け又は委託を受けた債権の管理・回収を行うため、及び債権を譲り受けて管理・回収を行うに当たって事前に当該債権の評価・分析を行うため。
　提供する個人情報　第1条の個人情報のうち必要な範囲。

名　称	住　所	電話番号
日本債権回収株式会社	東京都千代田区麹町5-2-1　5階	03-3222-0328
オリファサービス債権回収株式会社	東京都新宿区大久保1-3-21 新宿TXビル8階	03-6233-3480

(注2)金融機関等の具体的な名称については、当社ホームページをご参照下さい。

第5条（個人情報の開示・訂正・削除） (1)申込者は、個人情報について、当社所定の方法により開示するよう請求することができます。但し、当社又は第三者の営業秘密・ノウハウに属する情報、個人に対する評価・分類・区分に関する情報その他内部監査・調査・分析等当社内部の業務のみに利用・記録される情報であり、開示することにより当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合及び個人情報保護法に別途定めがある場合に該当すると当社が判断した個人情報については、開示しないものとします。(2)当社が個人情報を開示した結果、客観的な事実について万一、不正確又は誤りであることが明らかになった場合は、当社は速やかに当該事実の訂正又は削除に応じます。但し、客観的事実以外の事項に関してはこの限りではありません。(3)当社が個人信用情報機関又は提供先に提供した個人情報の開示を求める場合には、当該個人信用情報機関又は提供先に連絡して下さい。尚、開示・訂正・削除については、個人信用情報機関又は提供先の定めに従うものとします。

第6条（本条項に不同意の場合） 当社は、申込者が本契約に必要な事項(本申込時に申込者が記載・入力すべき事項)の記入等を希望しない場合及び本条項に同意しない場合は、本契約をお断りすることがあります。但し、第2条(1)①②に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありません。

第7条（利用中止の申出） 申込者は、本条項第2条(1)①②の目的で当社が当該個人情報を利用している場合であっても、利用中止の申出ができるものとし、この場合、当社は、それ以降の利用を中止する措置をとります。但し、請求書等本契約の業務上必要な書類（電磁的記録の送信を含む）に同封（同送）される宣伝物・印刷物等の営業案内についてはこの限りではありません。

第8条（本契約が不成立の場合） 申込者は、本契約の不成立又は成立後、解約・解除された場合であっても、その理由の如何を問わず第1条に基づき、本契約に係る申込み・契約をした事実に関する個人情報が当社において一定期間利用されることに同意します。

第9条（お問合せ窓口） 本条項に関するお問合せ及び第5条の開示・訂正・削除の請求並びに第7条の利用中止のお申出先は、下記お問合せ窓口又は取扱支店とします。又、個人情報の開示手続等については、当社ホームページをご参照下さい。尚、当社では個人情報の保護に関する管理責任者として個人情報統括責任者（個人情報の保護と利用に関する所管部の担当役員）を設置しております。

第10条（条項の変更） 本同意条項は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

<お問合せ窓口>

株式会社オリエントコーポレーション　（https://www.orico.co.jp）

お客様相談室　〒102-8503　東京都千代田区麹町5丁目2番地1　TEL 03-5275-0211

お客さまへ必ずお渡しください。

支払委託契約条項

申込者は、以下の条項を承認の上、株式会社オリエントコーポレーション（以下「会社」という）に対し、申込者が別紙記載の賃貸人（以下「賃貸人」という）から賃借する別紙記載の物件（以下「物件」という）の賃料等を別紙記載の支払先（以下「支払先」という）に支払うこと、並びに、申込者が別紙記載の保証会社（以下「保証会社」という）と締結する保証委託契約（以下「保証委託契約」という）に基づき負担する保証料及び保証委託契約時事務手数料（以下「保証料等」という）を保証会社に支払うことを委託（以下「本契約」という）します。

第1条（契約成立時期）

本契約は、会社が所定の手続きをもって承諾し、支払先に通知した時に成立するものとします。

第2条（賃料等の支払委託）

(1)申込者は、会社に対し、別紙記載の賃料等を会社が申込者に代わって支払先に支払うことを委託します。尚、この支払先とは、申込者に物件を賃貸している賃貸人又は賃貸人から賃料等の集金業務を受託する者をいい、これらを総称して以下「賃貸人等」といいます。(2)申込者が物件における各種の変動費用を本契約の対象とするときは、申込者は、会社に対し、変動費用を会社が申込者に代わって賃貸人等に支払うことを委託します。尚、この場合の支払委託額は、賃貸人等から会社に通知のあった額とします。(3)前２項の賃料等及び変動費用(賃貸借契約終了日から物件明渡日までの間に発生する当該費用相当額を含む。これらを総称して以下「賃料等」という)の支払債務に係る会社から賃貸人等に対する支払いに関し、その支払時期を、会社と賃貸人等との間で定めた所定の期日とすること、及び会社が賃貸人等から賃料等の受領にかかる一切の代理権限を付与された保証会社に支払うことに申込者は異議ないものとします。

第3条（支払方法）

(1)申込者は、会社に対し、賃料等及び保証料等を別紙記載の支払方法により支払います。(2)申込者がコンビニエンスストアの収納代行を利用して賃料等及び保証料等を支払ったときは、コンビニエンスストアが賃料等及び保証料等を受領したことにより、会社への支払いがなされたものとします。

第4条（届出事項の変更・調査）

(1)申込者は、物件に入居後、電話を設置したときは、速やかに電話番号を会社に届出るものとします。(2)申込者は、氏名、住所、電話番号、支払口座等、会社に届出た別紙記載の事項を変更したとき、もしくは申込者に係る後見人、保佐人、補助人、任意後見監督人が選任された場合には、登記事項証明書等を添付の上、遅滞なく書面をもって会社に通知します。(3)申込者は、前２項の通知を怠った場合、会社からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となっても、会社が通常到達すべき時に到達したものとみなすことに異議ないものとします。但し、やむを得ない事情があるときは、この限りでないものとします。(4)申込者は、その財産、収入、信用等を会社又は会社の委託する者が調査しても異議ないものとします。

第5条（反社会的勢力の排除）

(1)申込者は、申込者(申込者が法人にあってはその代表者を含む)が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、及び次の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。④暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。⑤役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。(2)申込者は、自ら(申込者が法人にあってはその代表者を含む)又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。①暴力的な要求行為。②法的な責任を超えた不当な要求行為。③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。④風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて会社の信用を毀損し、又は会社の業務を妨害する行為。⑤その他前各号に準ずる行為。(3)申込者が、暴力団員等もしくは(1)各号に該当した場合、もしくは(2)各号の何れかに該当する行為をし、又は(1)の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、会社は、直ちに本契約を解除することができ、かつ、会社に生じた損害の賠償を請求することができるものとします。この場合、申込者は、申込者に損害が生じたときでも、会社に対し何らの請求をしないものとします。

第6条（費用負担）

申込者は、次の費用を負担します。①会社に対する各費用の支払いに要する費用は、実費。②申込者が各費用の支払いを遅滞したことにより、会社が振込用紙の送付、再度口座振替等の再請求手続きを行ったときは、１回につき300円(税別)。③会社が訪問集金したときは、１回につき1,000円(税別)。④会社が申込者に対し書面による催告をしたときは、当該催告に要した費用は、実費。⑤本契約又は本契約に基づく費用・手数料に課される一切の公租公課。⑥会社から申込者へ返金が発生した場合は、返金手数料として返金方法に応じて500円～800円(税別)。

第7条（紛議）

(1)申込者は、賃貸借契約並びに保証委託契約について紛議が生じたときは、自らの責任において賃貸人等及び保証会社と解決に努めるものとします。(2)申込者は、賃料等及び保証料等に関する支払いを停止する正当な事由があるときは、会社に対し書面をもってその支払いの停止を依頼することができるものとします。(3)申込者が前項の連絡を怠り、そのため会社において紛議の事実を知らずに賃貸人等に対し賃料等及び保証料等を支払った場合、申込者は、この紛議を理由に会社に対する支払いを拒むことができないものとします。

第8条（賃料等、保証料等の変更）

次の各号に定める事由により賃料等及び保証料等が変更されたときは、申込者が会社に支払いを委託する賃料等及び保証料等も当然に変更されるものとし、特に変更契約書の取交わしは行わないものとします。但し、申込者に当該変更について異議があるときは、前条(2)に基づき処理するものとします。尚、申込者は、会社から変更契約書の提出を求められたときは、速やかにこれに応じるものとします。①賃料等及び保証料等の改定。②新たな賃料等及び保証料等の発生又は消滅。③消費税法その他の税法により、賃料等もしくは保証料等に関して、賃貸人及び保証会社が納税義務者となったとき、又は当該税法で定める税率もしくは課税範囲の変更があったとき。

第9条（遅延損害金）

申込者は、会社に対する各費用の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該遅延額に対し、年14.6%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

第10条（支払停止）

(1)会社は、次の各号の何れか一つに該当したときは、何ら通知、催告することなく、本契約に基づく賃貸人等及び保証会社への賃料等及び保証料等の支払いを停止することができるものとします。①申込者が、会社に対する賃料等及び保証料等の支払いを遅滞し、賃貸人等及び保証会社と会社との間で定めた支払遅延状態が発生したとき。②賃貸人等及び保証会社が、申込者の負担する賃料等及び保証料等の受領権限を失ったとき。③賃貸借契約及び保証委託契約が解除、取消その他の事由により終了したとき。④賃貸人等及び保証会社と会社との本契約に関する契約が解除、取消その他の事由により終了したとき。⑤申込者への通知又は連絡が不能と会社が判断したとき。⑥申込者が本契約に違反するなど相当な事由が生じたとき。(2)会社は、前項各号の何れか一つに該当したときは、何ら通知、催告することなく、本契約を解除することができるものとします。尚、本契約が解除されたときといえども、本契約に基づく申込者の会社に対する支払債務が存するときは、当該債務について本契約の各条項が適用されるものとします。(3)申込者は、賃貸借契約及び保証委託契約が終了しかつ物件を明渡すまでの期間については、本契約を解約することができないものとします。

第11条（返還敷金等による弁済）

(1)物件の明渡時に、申込者が本契約に基づき会社に対して負担する支払債務が存するときは、申込者が物件の明渡時に返還を受けることを条件に賃貸人に差し入れた敷金、保証金その他の金員(以下「敷金等」という)を、会社が申込者に代理して受領することを申込者は予め認めるものとします。(2)会社は、前項に基づき受領した敷金等を申込者が会社に対して負担する支払債務に充当することができるものとします。(3)申込者は、次の各号の行為を行わないものとします。①敷金等の返還請求権を第三者に譲渡、質入又は担保提供等すること。②第1項の会社への代理受領の委任を解除したり、第三者に代理受領を委任すること。

第12条（定期借家等）

物件にかかる賃貸借契約の種類が借地借家法に規定する定期建物賃貸借又は期限付賃貸借であり、賃貸借期間終了後に物件について新たな賃貸借契約(以下「再契約」という)を締結する場合は、会社が申込者に対して特段の通知を行わない限り、本契約は更新されるものとします。この場合、再契約時に差入れられた敷金等の代理受領については、第11条を準用するものとします。

第13条（延滞情報の通知）

申込者は、本契約に基づき会社に対し負担する債務の支払いを遅滞したときは、本契約、賃貸借契約及び保証委託契約に基づく権利を行使し、又は義務を履行するために、会社がその延滞情報を賃貸人等又は保証会社に通知しても異議ないものとします。

第14条（合意管轄裁判所）

申込者は、本契約について会社との間で紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、申込者の住所地、物件所在地及び会社の本社、各支店・センターを管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

株式会社　オリエントコーポレーション
相談窓口　お客様相談室　〒102-8503　東京都千代田区麹町5丁目2番地1　TEL：03-5275-0211

原状回復工事に関する確認書

1．原状回復工事基準

①下記費用は、自然損耗・入居期間に係わらず、入居者様のご負担となります。
　a.ハウスクリーニング費用
　b.畳の表替え費用
　c.襖の張替え費用
②下記の原状回復費用は、負担割合表に係わらず、ご入居者様のご負担となる場合がございます
　a.入居者様及びその関係者の故意、過失、管理不十分等により貸室・共用使用部分及び附帯設備・機器に与えた損傷・汚損
　b.煙草のヤニ・焦げ・においによる壁・天井・床・建具・エアコン等の汚損
　c.入居者様によって変更された附帯設備・機器・内装
　d.ビス・フック・釘等による穴
　e.上記以外に貸室の使用状況を考慮して立会者が特に必要と認めたもの
③壁・床・天井の張替えは、材質毎、入居期間により負担割合が変化致します。
④金属建具・木製建具・網戸・及び枠は、１本単位とします。
⑤原状回復工事は、積和不動産株式会社にて行います。

2．基準耐用年数

ハウスクリーニング	無
畳表	無
襖紙	無
設備機器	無
フローリング	無
クロス	6年
クッションフロア	6年
カーペット	6年
ハウスクリーニング・畳表・襖紙・設備機器・フローリングには、基準耐用年数を採用しておりません。	

3．原状回復のチェック項目

玄関ホール	玄関灯・玄関ドア・鍵・ポスト・インターホン・チャイム・下駄箱・ドアクローザー
台所	手元灯・吊戸棚・換気扇・流し台・コンロ・蛇口・排水・ガス漏警報器
洗面所	洗面台・鏡・蛇口・排水・防水パン・排水キャップ・スパウト
浴室	風呂釜・給湯器・鏡・浴槽・蛇口・シャワー・ツマミ・レバー・排水目皿・換気扇・バスユニット・目地・給湯器水抜き
トイレ	換気扇・ロータンク・給排水・便器・便座・洗浄便座
居室	畳・襖・天袋・エアコン・クーラースリーブ
全部屋共通	壁・天井・床・巾木・建具・サッシ・網戸・雨戸・各種照明・カーテンレール・スイッチ・コンセント・タイマー・ＴＶ端子・ＴＥＬ端子・その他附帯設備
外回り	換気扇フード・残置物・ネームプレート・駐輪場
公共料金その他	電気・ガス・水道・下水・電話・ＣＡＴＶ・インターネット・駐車場

4．負担割合表

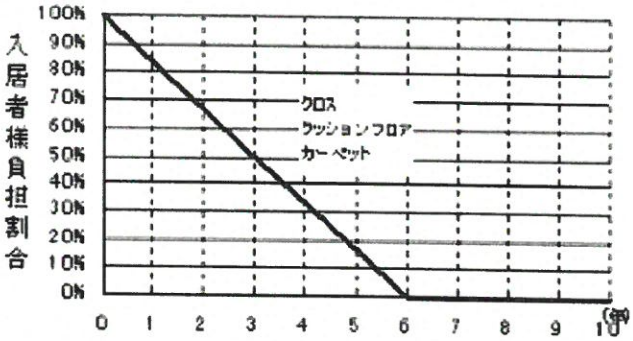

5．原状回復工事精算単価表

（税別、単位：円）

区分	項目	単位	精算単価
畳	畳表替え	1畳	4,800
	半畳表替え	半畳	3,500
	モダン畳表替え	半畳	4,200
	畳床替え	1畳	14,300
	半畳床替え	半畳	10,100
	モダン畳入替え	半畳	7,100
襖	襖表紙張替え	1面	3,900
	襖裏紙張替え	1面	2,500
	襖表クロス張替え	1面	4,200
	天袋表紙張替え	1面	2,800
	天袋裏紙張替え	1面	1,700
	襖本体交換	1枚	14,300
玄関	鍵交換	一式	機種による
	インターホン交換（親子）	一式	24,000
	カラーテレビドアホン（録画付）交換	一式	36,000
	ドアスコープ交換	一式	2,200
	ドアポスト交換	一式	6,800～
	玄関CFシート（床）張替え	一式	4,900
台所	換気扇交換（金属製／紐式）	1台	27,000～
	手元灯交換（ＬＥＤタイプ）	1台	7,200～
	流し台床板重ね貼り	一式	6,600
	流し台床板塗装	一式	3,500
	流し台側板塗装	一式	3,500
トイレ	便座交換	一式	16,000～
	ロータンク内金物交換	一式	18,000
	クッションフロア（床）張替え	一式	6,600

区分	項目	単位	精算単価
浴室	浴槽交換	一式	65,000～
	換気扇交換（親子）	1台	33,000
	換気扇交換	1台	28,000～
	換気扇タイマー交換	一式	6,400
	排水目皿交換	一式	5,300
	浴槽チェーン交換	一式	2,500
洗面所	洗濯排水トラップセット交換	一式	6,400
	洗濯排水蓋交換	一式	2,000
網戸	網張替え	1面	5,300～
	網戸本体交換	1枚	10,300～15,000
室内その他	クロス張替え	1㎡	1,320
	指定クロス張替え	1㎡	1,600
	ボード（壁・天井）穴補修	1ヶ所	5,500～
	クッションフロア（床）張替え	1㎡	3,300
	フロアタイル張替え	1㎡	7,700～
	フローリング張替え	1㎡	12,500～
	タッチペイント補修	1ヶ所	1,200
	クロス洗浄	1㎡	900
	クーラースリーブ蓋設置（両面）	一式	3,600
	電球（球切れ）交換	1個	1,600～
	エアコンクリーニング	1台	9,800
	フローリングワックス（既存ＷＡＸ剥離処理共）	1㎡	800～

上記以外の項目は、退室立会時または後日、工事費を決定致します。

神奈川工事・アフター・維持管理課

6．ハウスクリーニング費用（使用状況により汚れが著しい場合は、別途費用が発生します。）

ハウスクリーニングに含まれるもの	玄関外灯・玄関ドア・下駄箱・厨房セット・ガス台・台所換気扇・洗面台・洗濯機防水パン・浴室内清掃・浴室換気扇・排水目皿・便器・便座・サッシ・網戸・雨戸（内側含む）・バルコニー・フラッシュドア・ガラス戸・住戸内床

事業所	マスト賃貸ステーション川崎	基準日	2019/11/15	退室時の原状回復工事基準・単価が優先されます。
原状回復説明	（窓口業者様名）			年　月　日
入居契約時	(株)電通ハウジング			
更新契約時				ご署名　印

※窓口業者様　入居者様にご署名・ご捺印頂き、コピーをお渡し下さい。

積和不動産株式会社

料金プラン（2019年7月1日時点）

お住まいの地域の電力エリアをご確認ください。
表にない電力エリアについては、現在供給対象外となっております。

従量電灯B ※関西電力、中国電力、四国電力エリアでは従量電灯A

電力会社	基本料金	電力量料金（円/kWh）			備考
		1段階	2段階	3段階	
北海道電力	0円	23.53＋契約容量（A）×0.279	29.72	30.35	1段階：0kWh～120kWh 2段階：120kWh～280kWh 3段階：280kWh～
東北電力	0円	18.23＋契約容量（A）×0.270	24.87	26.08	1段階：0kWh～120kWh 2段階：120kWh～300kWh 3段階：300kWh～
東京電力	0円	19.51＋契約容量（A）×0.234	25.98	27.26	
北陸電力	0円	17.51＋契約容量（A）×0.198	21.33	20.82	
中部電力	0円	20.67＋契約容量（A）×0.234	25.08	25.33	
関西電力	0円	20.24	25.33	26.22	
中国電力	0円	20.59	26.96	26.44	
四国電力	0円	21.69	26.50	27.28	
九州電力	0円	17.13＋契約容量（A）×0.243	22.64	23.18	

従量電灯C ※関西電力、中国電力、四国電力エリアでは従量電灯B

電力会社	基本料金	電力量料金（円/kWh）			備考
		1段階	2段階	3段階	
北海道電力	0円	23.53＋契約容量（kVA）×2.79	29.72	30.35	1段階：0kWh～120kWh 2段階：120kWh～280kWh 3段階：280kWh～
東北電力	0円	18.23＋契約容量（kVA）×2.70	24.87	26.08	1段階：0kWh～120kWh 2段階：120kWh～300kWh 3段階：300kWh～
東京電力	0円	19.51＋契約容量（kVA）×2.34	25.98	27.26	
北陸電力	0円	17.51＋契約容量（kVA）×1.98	21.33	20.82	
中部電力	0円	20.67＋契約容量（kVA）×2.34	25.08	25.33	
関西電力	0円	17.58＋契約容量（kVA）×3.24	20.82	22.77	
中国電力	0円	17.75＋契約容量（kVA）×3.33	23.74	23.02	
四国電力	0円	16.65＋契約容量（kVA）×3.06	22.09	22.46	
九州電力	0円	17.13＋契約容量（kVA）×2.43	22.64	23.18	

※契約容量(A),契約容量(kVA)にはご契約のアンペア数(30A, 40A, 50A, 60A)もしくは契約容量(kVA)を入れて計算致します(例：東京電力30Aの場合、1段階料金は 19.51+30×0.234=26.53 となります。
※燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は旧一般電気事業者と同額のものを別途請求させて頂きます
※低圧電力（動力）はサービス対象外となります

ご契約内容の変更・解約、電気に関するお問い合わせはこちらまで

株式会社イーネットワークシステムズ（小売電気事業者：A0067）

0120-491-710 受付時間：9時～18時（土日祝を除く）
※緊急のご用件については全日24時間承ります。

palette_denki@enetsystems.co.jp

パレット電気

ご入居中にご利用いただく電力プランについて

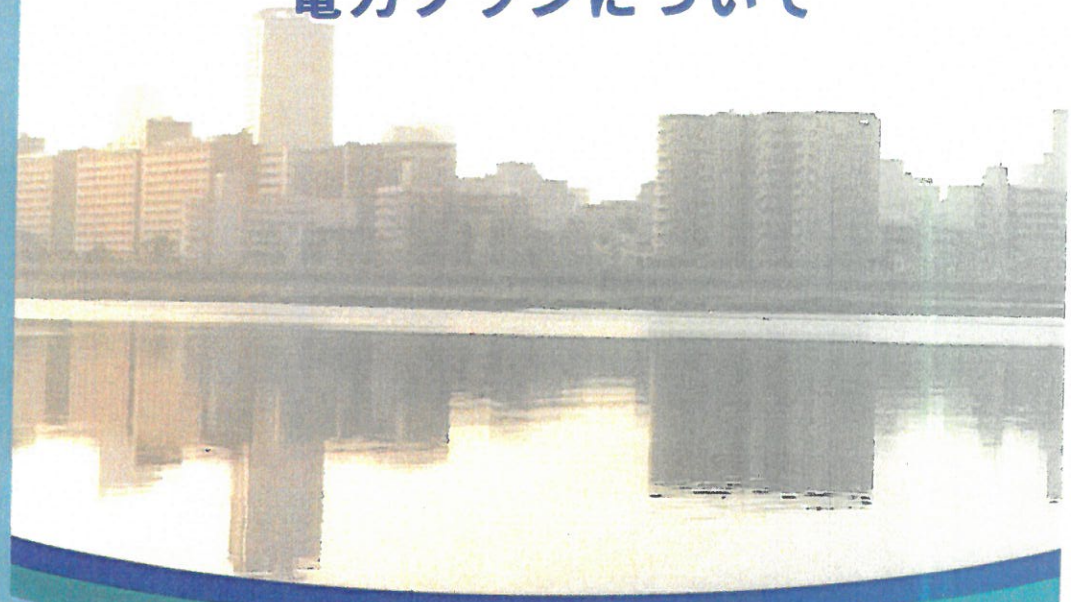

積水ハウスグループ
SEKISUI HOUSE GROUP
積和不動産株式会社

パレット電気のおすすめポイント

① 基本料金なし、使った分だけご請求

パレット電気は使用した分だけ料金が発生するから、旅行や帰省など長期不在のときは電気代がお得になる、納得のプランです。電気をほとんど使わない単身の方は年間 1,000 円程度、ファミリー世帯の方は年間 4,000 円程度安くなります。

※東京電力従量電灯 B との比較

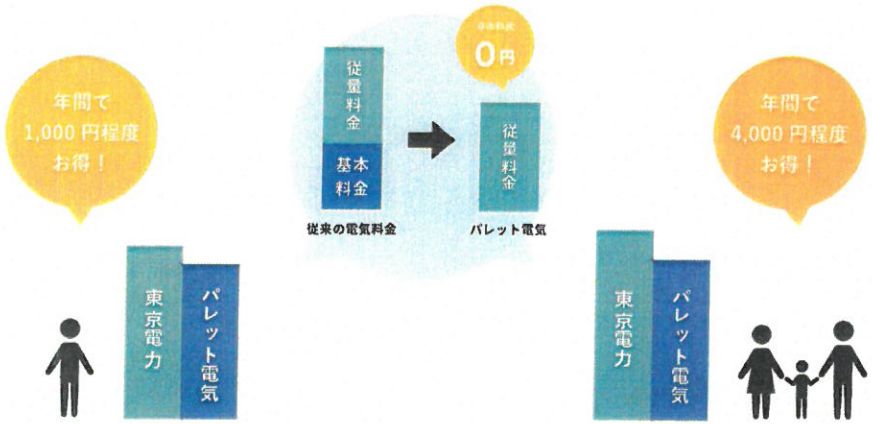

30A で 110kWh お使いの方
（電気料金 3,000 円 / 月程度）

40A で 360kWh お使いの方
（電気料金 10,000 円 / 月程度）

② 電気料金はスマホから確認

料金が確定したタイミングで、入居者専用アプリ「MAST CLUB PLUS」から毎月お知らせします。

※事前に「MAST CLUB PLUS」の利用登録が必要です。

③ 電気の品質は今までと同じ

これまでと同様に電力会社の送配電設備を利用して供給するため、電気の品質はこれまでと全く同じ。停電のリスクも変わりません。

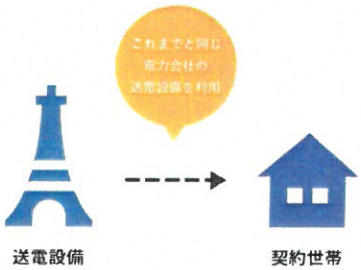

パレット電気のご利用方法

ご契約時

賃貸借契約時に使用申込書にご署名いただきます

ご入居時

賃貸借契約の開始日から電気のご利用が可能になります

ご契約時の署名だけで
契約開始日に合わせて
自動で通電されます！

電力会社への利用開始時と退去時のお手続きは不要！

よくあるご質問

どうして電気料金が安くなるのですか？

基本料金が無料のため、少ししか電気を使わなかった月は大幅に電気料金が安くなります。
また、電気を安価に調達し、各種業務をシステム化しているため、たくさん電気を使った月も必ず各地域の電力会社より電気料金が安くなります。

スマホを持っていない場合、電気料金はどうやって確認できますか？

電気料金の明細等が確認いただけるパレット電気のマイページは、スマートフォンだけではなく PC（WEB サイト）からもご利用いただけます。いずれの場合も、事前に「MAST CLUB PLUS」の利用登録が必要になりますが、詳しい登録方法については入居契約時のご案内資料をご参照ください。
なお、電気料金の明細書（紙）の郵送をご希望の場合は対応させていただきますが、諸費用として別途 150 円（税別）/ 月をいただきます。

電気料金の支払い方法や契約アンペア数を変更したい場合は？

手続きに必要な変更申込書をお送りしますので、担当窓口のイーネットワークシステムズまでお問い合わせください。
（イーネットワークシステムズの連絡先は、裏面をご参照ください）

入居開始後に他の電力会社に変更する場合、解約手数料は発生しますか？

パレット電気の解約手数料は無料です。
なお、他の電力会社と切り替え手続きを進めていただくとパレット電気は自動的に解約となりますので、解約のお手続きは特に必要ございません。

安心サポート24プラス

いつでも受付

緊急時の駆けつけ

応急処置のアドバイス

月額800円（税別） 24時間365日受付 0120-052-999

日常生活で起こり得る「大きな困りごと」や「小さな困りごと」。そんなトラブルが起こった場合、どこに電話をしていいのか分からない、日中は仕事で連絡ができない…など。そんな入居者の方の声から生まれたサポートサービスです。

住まい設備のトラブル発生!!

賃貸入居者様

突発的なトラブルでも
安心対応!!

24時間365日 緊急サポート

6つの安心で
快適生活をパーフェクトサポート

コールセンター → 専門スタッフ

カギのサポート
- カギを失くしてしまった
- 内鍵がかかって開かなくなった

ガスのサポート
- ガスレンジが点火しない
- ガスの元栓をひねってもお湯が出ない

水廻りのサポート
- トイレがつまった
- 台所の蛇口から水漏れしている

電気設備のサポート
- 落雷でブレーカーが落ちた
- 電気が突然切れた

ガラスのサポート
- 突風でガラスが割れた
- 子どもがガラスを割ってしまった

暮らしのサポート
- 安否確認
- 室内の警報器が鳴りやまない

無料の範囲ってどのくらい?

入居者様（利用者様）に過失責任がある場合でも、緊急駆けつけによる基本料金・出張費・到着後60分の「作業費用」は「無料」です。但し、部品代や特殊な作業、自然損耗による補修又は交換による別途費用が発生する場合は、事前に利用者様又は管理会社に作業内容及び費用負担の説明、確認をさせていただいてから作業を行います。作業終了後に突然高額な費用請求等をされる心配はありません。

※1. 利用者様の故意過失によるトラブルで部材代・特殊作業費が発生した場合は、利用者様のご負担になります。※2. 60分を超える作業の場合は、10分毎に1,500円（税別）の延長手数料が必要となります。※3. 地域や作業内容によって即日対応できない場合や作業員が現地到着まで時間を要する場合がありますので予めご了承ください。※4. 離島・山岳地域など一部対応できない場合がありますので予めご了承ください。※5. トラブル内容によっては利用者様ご本人に警察などの専門機関に対応をお願いする場合がございます。詳しくは会員規約をご覧ください。

盗難転居サポート

空き巣被害にあって同じ部屋に住みたくない…そんな方へ、新しい部屋での再出発のための**10万円**をバックアップします。

※会員規約に基づき、室内において侵入盗難被害に逢い、お引越しをする場合において適用されます。

健康医療相談サポート

突然の体調不良・不意の怪我など、健康面でのトラブルに医療機関などの専門医をご紹介します。

※当社が治療・診断を行ったり、トラブルを解決するものではありません。

※積和不動産の専用商品です。

安心サポート24プラス
会員規約

第1章　総則

第1条（適用関係）

1. この会員規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社アクトコール（以下「当社」といいます。）が運営する安心サポート24プラス（以下「本サービス」といいます。）の提供及びその利用に関して適用されます。積和不動産株式会社（以下「代理店」といいます。）が以下に記載する方法により管理する物件において、代理店を通して本サービスの提供及びその利用に関して適用されます。
<管理方法>
①代理店が所有する。
②代理店が転貸するため借受ける。
③代理店が賃貸物件の所有者から家賃等の集金管理委託を受ける。
2. 当社は、本サービスの運営上、個別のサービス毎に利用約款や利用上の注意等の諸規定（以下「諸規定」といいます。）を設けることがあります。それらの諸規定は会員が容易に知りうる状態に置かれた時点でこの本規約の一部を構成するものとし、本規約に定める内容と異なる場合、諸規定の内容が優先されて適用します。

第2条（定義）

1. 「会員」とは、この本規約に同意の上、当社所定の手続（以下「加入申込手続」といいます。）を行い、当社がこれを承諾した個人又は法人をいいます。
2. 「サービス対象物件」とは、会員が本サービスの提供を受ける、加入申込時に指定した物件をいいます。なお、本サービスの対象となるのは、居住用物件に限ります。
3. 「法人契約」とは、法人が「サービス対象物件を社宅等として使用することを目的として法人名義で当社と契約し、その法人の役員、従業員その他の使用人がサービス対象物件に入居する場合をいいます。この場合、会員はその法人とし、本サービスの提供を受けることができるのは、その法人が加入申込時に指定した入居者（以下「入居者」といいます。）及びその同居人に限るものとします。
4. 「利用者」とは、個人である会員、法人契約における入居者、及びそれらの同居人を合わせたものをいい、本規約に従い本サービスを利用する者をいいます。

第3条（本サービスの利用）

利用者は、本規約の定めるところに従い、本サービスを利用することができます。なお、本サービスの利用に際して、本規約及び諸規定の定めを遵守する義務を負うものとします。

第4条（有効期間）

1. 本サービスの有効期間の開始日は、代理店からの情報提供を受領した日、またはサービス対象物件の賃貸借契約の開始日のどちらか遅い日とします。
2. 本サービスの有効期間の終了日は、サービス対象物件の賃貸借契約が終了した日、またはサービス対象物件について当社の賃貸人もしくは賃貸人代理人の地位が他に移転しサービス対象物件でなくなった日とします。

第5条（会費）

利用者は、当社に対し、本規約とは別途に定める本サービスに係る利用料金（以下「利用料金」といいます。）を代理店又は当社の指定する方法により支払うものとします。

第6条（登録情報の変更）

1. 会員は、当社に届け出た連絡先・住所や同居人等の情報（以下「登録情報」といいます。）に変更があった場合、当社所定の方法により速やかに変更手続をとらなければなりません。なお、登録情報の変更は会員本人による申し出により行います。
2. 登録情報の不備、変更手続の不履行や遅延等により利用者が不利益を被ったとしても、当社はいかなる責任も負いません。
3. 会員は、登録情報に変更があるにもかかわらず、その申し出を行わなかったときは、本サービスを受けられない場合があります。

第7条（会員資格の取消し）

利用者が次のいずれかに該当した場合、当社は会員の承諾なく会員資格を取り消すことができるものとします。
(1)加入申込手続の際に虚偽の申告をした場合
(2)本規約又は諸規定の定めに違反した場合
(3)不要な問合せや悪質ないたずら等を行い本サービスの業務に支障をきたした場合
(4)利用料金等を当初の支払期限より3か月以上支払わない場合
(5)暴力、威力と詐欺の手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人（いわゆる反社会的勢力）に属する、又は密接な関係を有する場合
(6)その他、当社が利用者として不適切とみなした場合

第8条（個人情報）

1. 会員は、会員等の個人情報を当社が次の各号の目的の範囲内で使用することに同意するものとします。
(1)利用者より依頼を受けた各種サービスを当該利用者に対して提供するため
(2)本サービスの運営上必要な事項を会員に知らせるため
(3)本サービスその他当社の商品等の改善等に役立てるための各種アンケートを実施するため
(4)本サービスの利用状況や会員の属性等に応じた新たなサービスを開発するため
(5)当社又は業務提携先が提供する関連サービスや商品の情報提供、販売をするためのご案内のため
2. 当社及び業務委託提携先は、本サービスの利用等を通じて当社および業務委託提携先が知り得た会員の個人情報（以下「会員の個人情報」といいます。）について、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令を遵守し、善良なる管理者の注意を持って管理するものとします。
3. 当社および業務委託提携先は、本サービスの提供に関わる業務または前項に定める目的を達成するために必要な業務を代理店及び第三者に委託することがあります。この場合、当社及び業務委託提携先は、業務遂行上必要な範囲で当該委託先に会員等の個人情報を取り扱わせることがあり、会員はあらかじめこれに同意するものとします。
4. 前項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、当社は会員等の個人情報を第三者に開示・提供することがあります。
(1)利用者又は公共の安全を守るために緊急の必要がある場合
(2)裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分、又は法令により開示が必要とされる場合
(3)当社の権利又は財産を保護するために必要不可欠である場合
(4)当社が本サービスの運営維持のため必要不可欠と判断する合理的かつやむを得ない事由が生じた場合

第9条（消費税率又は地方消費税率の変更）

会員は、消費税率又は地方消費税率が変更になった場合、その税率が施行される時から自動的に当該変更後の税率に従って、利用料金に係る消費税及び地方消費税が変更されることに、予め同意するものとし、その他の税込価格の料金についても同様とする。

第10条（本規約の追加変更）

本サービスの運営上、本規約に追加又は変更の必要が生じた場合は、代理店の運営するホームページ上で告知するものとします。

第11条（免責）

当社は、本サービスの運営に関して故意または重過失によるものではなく利用者に損害が生じた場合、2万円を限度額として損害責任を負うものとします。

第2章　緊急サポートサービス

第12条（内容）

1. 利用者は、サービス対象物件について、次の各号のトラブルが生じた場合、当社指定の専用フリーダイヤルを利用して、24時間365日、トラブル解決を図るための情報提供又は現場駆けつけ対応のサービスを受けることができます。なお、本サービスは現場への出動時間を保証するものではなく、地域、時間帯、天候、交通事情、作業内容等の諸般の事情により、即日対応できない場合や作業員が現地到着するまでに時間を要する場合があります。また第6号については、電話受付のみの対応とします。
(1)カギの紛失・故障等、カギのトラブル（但し、開錠対応の際には別途特殊作業費用がかかる場合があります。なお、特殊構造の鍵に関しては開錠できない場合があります。）
(2)給排水設備のトラブル
(3)ガラスのトラブル
(4)ガスのトラブル
(5)電気設備のトラブル（利用者が所有する家電製品は対象外とします。）
(6)安否確認
2. 前項の現場駆けつけ対応時には、利用者の立ち会いが必要となります。
3. 第1項第1号乃至第5号におけるトラブルへの現場駆けつけ対応は、応急的な解決を図るものであり、同一のトラブルにつき1回に限り提供されるものとし、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、既に現場駆けつけ対応を行ったものについて、当社は再度の現場駆けつけ対応を行わないものとします。

第13条（利用料金）

1. 利用者は、現場駆けつけ対応を無料で受けることができます。但し、次の各号の場合、利用者は別途実費等を負担する場合があります（第1号の場合については負担するものとします。）。
(1)60分を超過した作業の代金（超過10分ごとに1,500円（税別）。なお、当社または業務提携先より、費用の発生および負担につきあらかじめ確認があります。）
(2)現場駆けつけ対応に部品交換や特殊作業が必要になった場合の代金（当社または業務委託提携先より、費用の発生および負担につきあらかじめ確認があります。）
(3)利用者の責に帰すべき事由により、現場駆けつけ作業員（以下「作業員」といいます。）現場到着を起点としてそれ以降に現場駆けつけ対応がキャンセルになった場合のキャンセル料（5,500円（税別）。なお当社または業務委託提携先より、費用の発生および負担につきあらかじめ確認があります。）
(4)その他前各号に関連し、当社が当社の責に帰すべき事由なく前各号以外の実費等を負担した場合
2. 現場駆けつけ対応ではトラブルが解決できない又は二次被害が発生することが予想される場合、利用者は作業員等と協議のうえ別途有料でサービスを依頼することができます。
3. 当社および業務委託契約先は、第1項および2項の利用料金等の請求業務を、第三者に委託することがあり、会員はこれを承諾するものとします。

第14条（除外事項）

次の場合は緊急サポートサービスの対象外とします。
(1)建物共有設備におけるトラブル
(2)午後11時以降翌朝午前9時までの時間帯における破壊による開錠
(3)管球やフィルター等の消耗品交換
(4)利用者が所有する家電製品等に関するトラブル
(5)入居当初からの故障・破損に関するトラブル
(6)原状回復および建物の施工不良（リフォーム）等に起因するトラブル
(7)地震や台風、豪雨、落雷、津波等の天災や火災、暴動等の非常事態におけるトラブル
(8)離島・山岳地域におけるトラブル
(9)その他当社または業務委託提携先が不適切と判断した場合

第3章　健康医療情報サポートサービス

第15条（内容）

利用者は、健康・医療・介護・育児等の生活上の問題について、医療機関、行政機関窓口等の紹介その他の相談を受けられる、健康医療情報サポートサービスを利用することができます。但し、このサービスは当社が治療・診察行為を行うものではなく、また当社が直接トラブル解決を図るものではありません。

第4章　盗難転居サポートサービス

第16条（内容）

会員が加入期間中にサービス対象物件の室内（ベランダは除きます。）において侵入盗難被害に遭い、サービス対象物件の賃貸借契約を終了して転居する場合において、次条の要件をすべて満たす場合に当社が定めた見舞金10万円を給付します。

第17条（見舞金の給付条件）

見舞金は以下の要件をすべて満たす場合に給付されます。
(1)侵入盗難被害から1か月以内に所轄の警察署に対して被害届を提出していること
(2)侵入盗難被害から3か月以内に、サービス対象物件の賃貸借契約につき解約の合意を成立させ、又は解約の申し入れの意思表示をしていること
(3)転居先として、本サービス加入時と同一の不動産会社が管理する住戸について、賃貸借契約を締結していること
(4)本サービスの有効期間中に、当社所定の申請書等を提出していること
(5)本サービスの有効期間中1回目の申請であること（2回目以降は対象外となります。）

第18条（除外事由）

次の各号のいずれかに該当する場合は、見舞金は給付されません。
(1)不在中に施錠されていなかった等、利用者の故意又は過失による場合
(2)利用者の親族、止宿人、その他サービス対象物件の居室内に出入りすることが可能な者による盗難の場合
(3)地震や台風、豪雨、落雷、津波等の天災や火災、暴動等、非常時における盗難の場合
(4)その他当社が不適切と判断するに合理的な理由がある場合

第19条（手続）

1. 会員は、盗難転居サポートサービスを利用する場合は、次の書類を提出して当社に利用の申請を行うものとします。
(1)当社所定の申請書（送金先の金融機関口座情報を含みます。）
(2)転居先の賃貸借契約書の写し
2. 前項の申請が、本規約に定められた要件をすべて満たす場合、当社又は当社の指定する者は、会員の指定した金融機関の口座に、見舞金を振込送金します。

第20条（他の補償制度との関係）

盗難転居サポートサービスによる見舞金の給付は、保険給付ではなく、会員への付加サービスであり、他の補償制度や保険等からの給付とは無関係に行うものとします。

第5章　プレミア優待サービス

第21条（内容）

プレミア優待サービスは、当社の委託先が提携する企業より提供される会員限定優待サービスです。会員は、プレミア優待サービス専用ホームページに掲載されている宿泊施設やレジャー施設、ショッピング、グルメ、エステ、育児施設等を優待価格で利用することができます。

第22条（プレミア優待サービスの利用）

1. 会員は、優待サービスの利用に際し、プレミア優待サービスの専用ホームページに記載されたプレミア優待サービス会員規約をよく読み、同意した上で利用するものとします。
2. 会員は、専用ログインID及びパスワードでプレミア優待サービスの専用ホームページにログインすることで、会員優待サービスを利用することができます。

第23条（変更・休止等）

プレミア優待サービスは、利用者の承諾なく、また利用者への事前の通知なく、任意に会員優待サービスの全部又は一部を変更すること、又は休止することがあります。

2019年10月1日制定

【サービス運営者】
株式会社 アクトコール
〒160-0004 東京都新宿区四谷2-12-5
TEL 03-5312-2300　FAX 03-5369-1056　www.actcall.jp

【販売代理店】
積和不動産株式会社
〒151-0053 東京都渋谷区代々木2丁目1番1号 新宿マインズタワー3F
TEL 03-5350-3366　http://www.sekiwa.co.jp/

プレミア優待サービス
ホテルや温泉、グルメ、レジャーなど、
全国約20,000施設が格安メンバー料金で
ご利用いただける会員優先メンバーシップです。

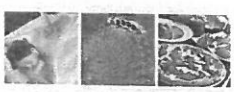

[サービス提供元] FCクラブ事務局

http://actcall.fc-club.com/
認証コード：20050127
ケータイからも簡単にご覧いただけます▶
※「会員登録はこちら」から上記認証コードを入力して会員登録を完了いただくとご利用いただけます。

鍵交換

U9タイプ　　シングル　15，000円（税別）　ダブル20，000円（税別）

特徴：片面のみギザギザになっている片刻みキーと両面がギザギザの両刻みキー

合鍵：比較的短時間で複製可能なものが多いです。

差し込み方向：横向き1方向への差し込み

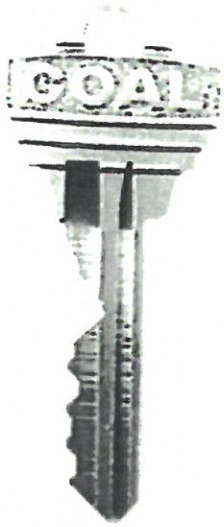

ディンプルタイプ　　シングル　20，000円（税別）　ダブル30，000円（税別）

特徴：キーの表面にボコボコとした丸い溝が彫られている鍵
防犯性も刻みの鍵に比べると比較的高い

合鍵：鍵屋、金物店で作成できない場合があります。

差し込み方向：差し込む向きは2方向で可能なため、利便性も高いです。

※メーカーの指定はできませんのでご了承ください。

フィトン35°

生活環境改善商品

ご入居前のハウスケアサービス

新生活を爽やかに過していただくために！

前入居者の生活臭やカビ菌、落下菌を一気に抗菌・分解消臭

抗菌・消臭サービス

安心・安全　天然植物抽出エキス１００％使用

ミクロ状成分が『抗菌』『分解消臭』『空気を浄化』

キレイな空気
おいしい空気で新生活

この抗菌・消臭サービスは病院、介護施設、集合住宅、食品工場（クリーンルーム）等清潔が求められる空間で多くの実績を持ち、専用の抗菌消臭剤を使用し超微粒子で散布します。抗菌消臭剤はヒノキ、ブナ、ヒバ等植物成分をエキスとした天然素材であり、日本食品分析センターなど公的機関で認められた抗菌性を持ちます、また人体、衣服、食品にも無害で安心していただけます。

さらに、散布後はヒノキの心地よい残り香があり、すがすがしく爽やかな居住空間を実現します。超微粒子で散布するので抗菌化の難しかった押入れやクローゼットなどお部屋の隅々まで行き渡るのも大きな特徴です。

- 環境にやさしい天然素材！
- 人にやさしい天然素材！
- 食にやさしい天然素材！
- リラクゼーション効果の天然素材！
- 天然素材だから安心安全！

日本食品分析センター試験結果

使用前　　使用後

SpaceGwoods

天然植物抽出エキス 100% 使用

スペースグウッズシリーズ

スペースグウッズシリーズの消臭・リラクゼーション効果を発揮する主原料となる『ナリフィトン 35(R)』は植物から抽出される水性エキスと油性エキスを巧みに配合した、100%天然植物成分の商品です。

原材料：35 種類の植物

杉、ヒノキ、ヒバ、モミ、トウヒ、赤松、エゾ松、楠、白樺、柿、茶、ミカン、イラクサ、熊笹、ヨモギ、シソ、アロエ、サンショウ、ビワ、あま茶づる、等

成分：180 種類の揮発性・不揮発性物質

各種試験データ

殺菌効果試験・殺ダニ効力試験・急性経口毒性試験・悪臭防止法に定められる特定悪臭物質の消臭効果試験（即効性効果試験）

試験：(財)日本食品分析センター・(財)日本環境衛生センター・大手化学薬品会社調べ，

すべてにおいて安全基準値をクリア、特許を取得しております。

特許証：特許第 3632048 号

フィトンチッド、その他リラクゼーションに求められる試験

疲労回復効果・条件反射が速くなる効果・抗アレルギー効果・肝機能活性化効果・精神集中効果・チッソ化合物の除去効果等でも成果が挙げられています。

嫌な臭いが消えて清々しくなるならお金を出しても良い　回答 75%以上

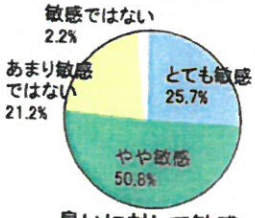

臭いに対して敏感に感じますか？

臭いに対して敏感に感じる年代
30 代・40 代（66%）と働き盛りの方が臭いに対して関心が強いとアンケートで出ています。

フィトンチッド35　特定悪臭物質減少データ(グラフ)

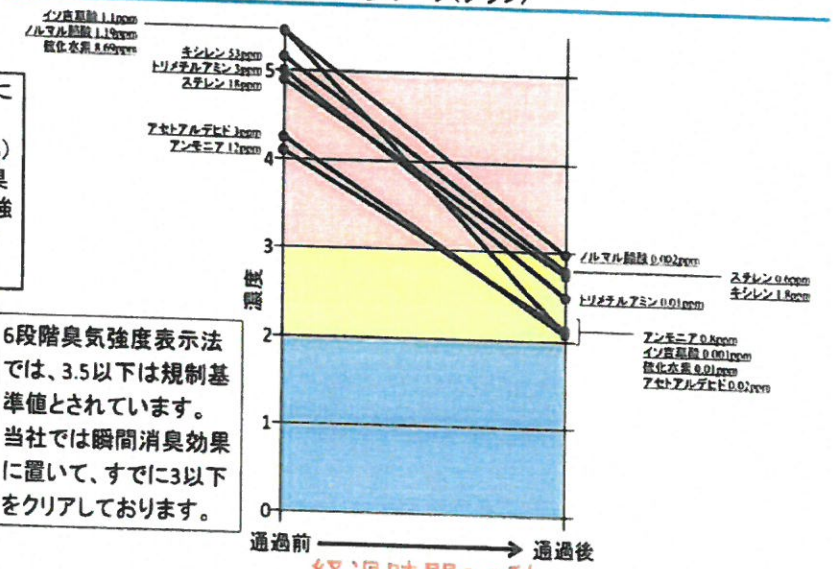

経過時間0.5秒

6段階臭気強度表示法では、3.5以下は規制基準値とされています。当社では瞬間消臭効果に置いて、すでに3以下をクリアしております。

消せる臭い

人工物・腐食腐敗・酸化物・カビ・菌・石油化学臭・悪臭防止法で定められた臭いなど

消せない臭い

草木花の天然の健康な香り たとえばリンゴのさわやかな香りは消せませんが腐ったリンゴの臭いは当然消せます。またコーヒーの香ばしい香りは残念ながら人工物なので消えてしまいます。

抗菌・消臭施工サービス

商品製造販売元：株式会社　成田
大阪府枚方市伊加賀北町 3 番 6 号

■イッツコム導入済み物件の場合■

イッツコムより初期メンテナンスのご連絡が入ります

お客さまがご入居される物件は、
イッツコム経由でテレビをご覧頂いております。

イッツコムが引越した時のテレビ回りの配線作業をお手伝い致します。

ご利用いただけるサービスの説明

安定したテレビ受信環境をiTSCOMがサポート!

初期メンテナンス内容

建物の設備の説明

テレビ・録画機器ゲーム機の配線

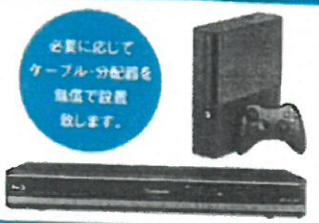

テレビチャンネルの設定作業

テレビ端子の交換受信レベルの測定

※画像はイメージです。※初期メンテナンスは無料です

※後日、イッツコム担当者よりご確認・ご案内のお電話をさせて頂きます。
※お預かりした個人情報は大切に保管・管理し、初期メンテナンスの際などに使用させて頂きます。また、インターネットサービス、総合電話サービス、多チャンネルサービスの他にインテリジェントホーム、安心でんき等のご案内を差し上げる事がございます。

イッツ・コミュニケーションズ株式会社

ホームページでは24時間受付中！
イッツコム　検索

▼お問い合わせ・お申し込みは下記まで
044-330-9990
営業時間　9.30～18:30

▼中原区・港北区に引越し予定の方は
イッツコム 中原・港北支局
044-431-1554

iTSCOM
人と、街と、世界とつながる。

I161208

重要 ご入居の皆様へ

電通ハウジング

ライフライン案内窓口

ライフラインサポート

電気
ENEOSでんき
ニチデン

ガス
NICIGAS ニチガス

各種インターネット導入相談・案内
SoftBank 光
auひかり
ドコモ光
※その他各種取扱い

水道

㈱電通ハウジング管理物件の指定案内窓口です

指定窓口がライフラインのご案内を致します

1. サポート窓口よりお電話が入ります
2. 利用開始の希望日程を伝える
3. 入居に合わせて利用開始

連絡が入る番号

電気・ガス・水道　0120-015-021

インターネット回線　0120-977-195

㈱電通ハウジング　ライフライン案内窓口　受付時間：11:00 ～ 20:00